

第7期 苫小牧市障がい福祉計画

令和 6 年 2 月

苫 小 牧 市

目 次

第1章 障がい福祉計画の策定にあたって -----	1
Ⅰ 計画策定の概要 -----	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 障がい福祉計画の位置付け	
Ⅱ 障がい者施策を取り巻く環境 -----	4
1 障がいのある人の人口推移	
2 障がい者制度改革とノーマライゼーション	
Ⅲ 障害福祉サービスの利用状況 -----	7
1 訪問系サービス	
2 居住系サービス	
3 日中活動系サービス	
4 障害児通所支援サービス	
5 相談支援サービス	
6 地域生活支援事業	
第2章 計画の基本的な考え方 -----	11
Ⅰ 基本理念 -----	11
Ⅱ 基本方針 -----	11
Ⅲ 障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標 -----	12
1 施設入所者の地域生活への移行	
2 地域生活支援の充実	
3 福祉施設から一般就労への移行等	
4 障がい児支援の提供体制の整備等	
5 相談支援体制の充実・強化等	
6 障害福祉サービス等の質の向上	
【参考】国指針により示された第7期障がい福祉計画成果目標（令和8年度末）	
第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み -----	15
Ⅰ 障害福祉サービス等の体系 -----	15
Ⅱ サービス量の見込み（活動指標） -----	16
1 訪問系サービス	
2 居住系サービス	
3 日中活動系サービス	
4 障害児通所支援サービス	

5 相談支援サービス

6 地域生活支援事業

【参考】地域生活支援事業による相談支援体制と協議会

第4章 計画の推進	24
資料編 当事者アンケート	25
Ⅰ 当事者アンケートの概要	25
Ⅱ アンケート結果	26
Ⅲ パブリックコメントの実施状況	43

■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

第1章 障がい福祉計画の策定にあたって

I 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

障害保健福祉施策は、これまで様々な変遷を経て現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）を中心とした体系となっています。障害者総合支援法は障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人として、尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業やその他の支援を総合的に行うことで、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では、障がいのある人や発達に不安のある児童の支援に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針に即し、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。

本市では、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、共生していくことのできる地域社会の実現を目指し、「ともに創るやさしい苫小牧－自立を応援するまちづくり－」を基本理念とする第4期苫小牧市障がい者計画に基づき、障害福祉施策を進めています。また、これまで障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定し、各種のサービス提供体制の整備を進めてきました。障がい福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行と人口減少時代の突入により、多様化・複雑化しており、担い手の確保等も求められております。新たな計画の策定においても、国の定めた基本的な指針に即し、障がいのある人や発達に不安のある児童の支援に必要な障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業などのサービス量等を見込むとともに、地域生活への移行や一般就労への移行の目標値を明らかにすることで、必要なサービスが提供されるよう努めてまいります。

2 計画の位置付け

本市の障がい者施策の推進を定める計画には、「苫小牧市障がい者計画」と「苫小牧市障がい福祉計画」があります。また、策定を義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として、「苫小牧市障がい児福祉計画」はこの計画と統合し策定しています。

これらの計画の違いは次のとおりですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供が「苫小牧市障がい者計画」上の施策として位置づけられているため、「苫小牧市障がい福祉計画」は、当該施策の実施計画としての側面を併せ持っています。

○苫小牧市障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画として、国が策定した「障害者基本計画」及び北海道が策定した「北海道障がい者基本計画」を基本としながら、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。

○苫小牧市障がい福祉計画

障害者総合支援法 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画として、国が定める基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための事項を定めるものです。

○苫小牧市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 に規定する市町村障害児計画として、国が定める基本指針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施を確保するための事項を定めるものです。

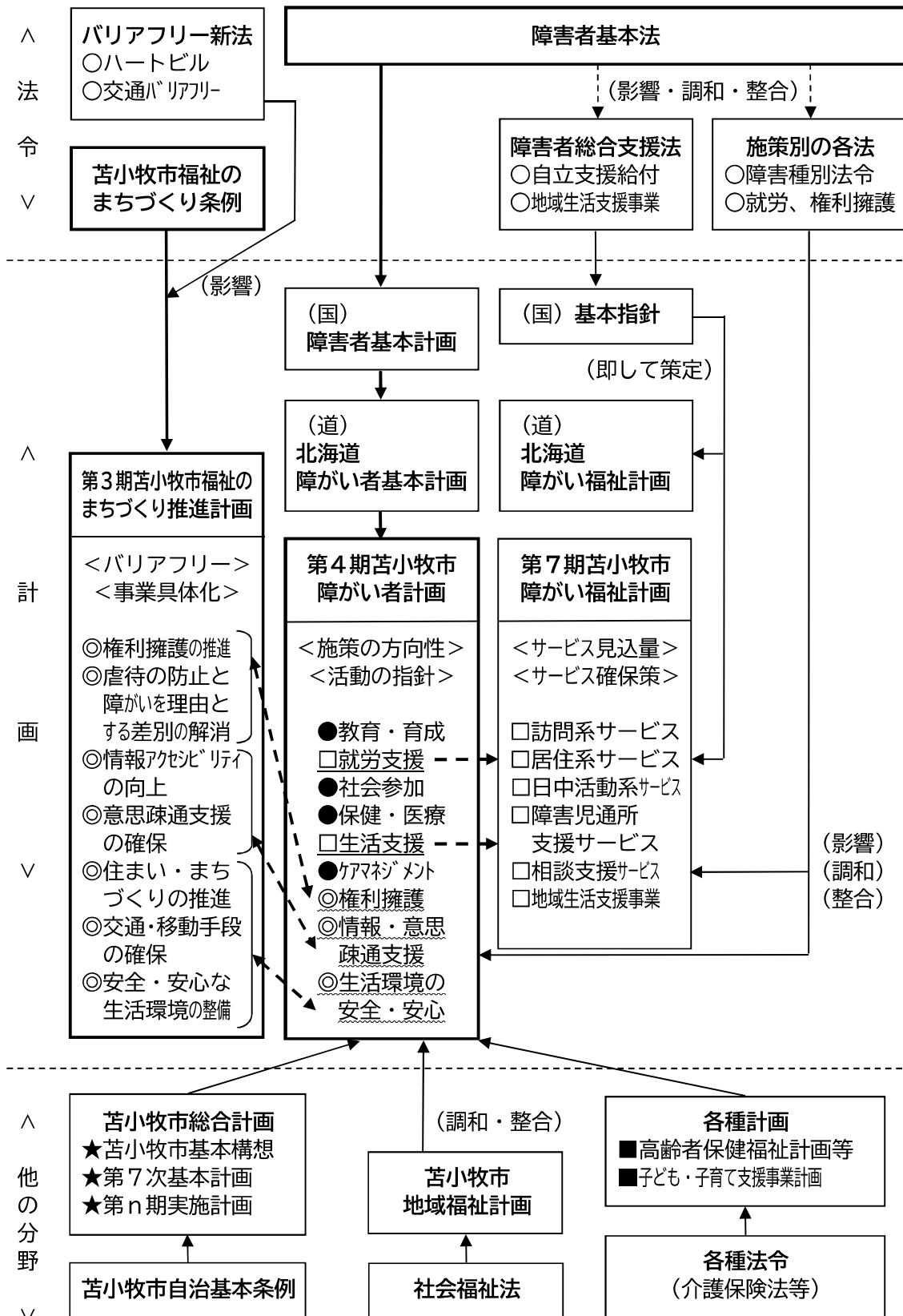
3 計画の期間

計画は、3 年を 1 期として作成することを基本とされており、第 7 期障がい福祉計画の期間は令和 6 年度から令和 8 年度までとします。

年 度 計画の種類	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
苫小牧市総合計画	第 6 次 H30～R4 (2018～2022)		第 7 次 R5～R9 (2023～2027)				
苫小牧市障がい者計画	第 3 期 H26～R4 (2014～2022)		第 4 期 R5～R8 (2023～2026)				第 5 期以降 R9～ (2027～)
苫小牧市障がい福祉計画 ※障がい児福祉計画を含む	第 6 期 R3～R5 (2021～2023)			第 7 期 R6～R8 (2024～2026)		第 8 期以降 R9～ (2027～)	
苫小牧市高齢者保健福祉計画 苫小牧市介護保険事業計画	第 8 期 R3～R5 (2021～2023)			第 9 期 R6～R8 (2024～2026)		第 10 期以降 R9～ (2027～)	
苫小牧市子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期 R2～R6 (2020～2024)				第 3 期以降 R7～ (2025～)		

4 障がい福祉計画の位置付け

< 苫小牧市障がい福祉計画の位置付け >



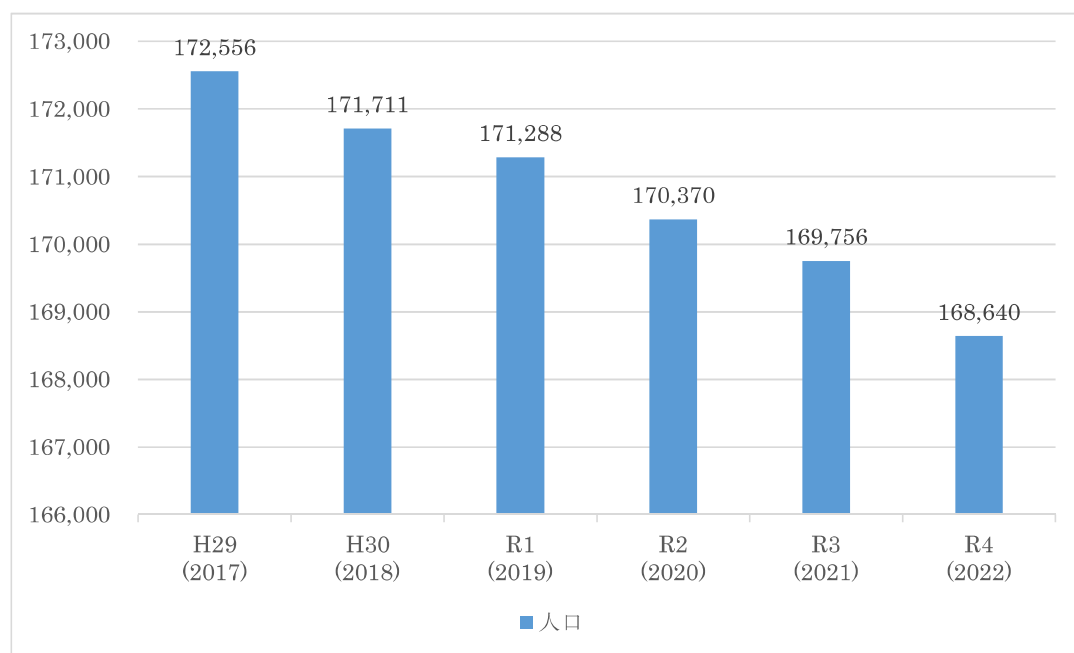
Ⅱ 障がい者施策を取り巻く環境

1 障がいのある人の人口推移

本市の人口は、市政の発展とともに増加を続けてきましたが、2013 年（平成 25 年）をピークに減少へと転じています。その後も減少傾向は続き、2021 年（令和 3 年）には初めて 17 万人を下回りました。このような中、障がい者手帳の交付件数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳全てにおいてほぼ横ばいで推移しています。

○ 人口動態

（住民基本台帳 各年 9 月末時点）



○ 苫小牧市における障がい者手帳交付台帳への登載数 （各年度末現在、単位：件） （下段の％は前年度比の増減割合）

	身体障害者手帳交付台帳（障がいごとの延べ件数）				
	総 数	肢体不自由	内部障がい	視覚・聴覚等	内 17 歳以下
令和 2 年度	11,070 (▲1.02%)	7,489 (▲1.54%)	2,326 (0.61%)	1,255 (▲0.87%)	303 (▲0.33%)
令和 3 年度	11,079 (0.08%)	7,413 (▲1.01%)	2,408 (3.53%)	1,258 (0.24%)	299 (▲1.32%)
令和 4 年度	10,941 (▲1.25%)	7,245 (▲2.27%)	2,434 (1.08%)	1,262 (0.32%)	290 (▲3.01%)

	療育手帳交付台帳				精神障害者保健福祉手帳交付台帳
	総 数	A(最重度・重度)	B(中度・軽度)	内 17 歳以下	
令和2年度	2,049 (4.92%)	568 (2.34%)	1,481 (5.94%)	521 (2.76%)	1,134 (▲6.05%)
令和3年度	2,156 (5.22%)	572 (0.70%)	1,584 (6.95%)	562 (7.87%)	1,357 (19.66%)
令和4年度	2,226 (3.25%)	577 (0.87%)	1,649 (4.10%)	579 (3.02%)	1,364 (0.52%)

注1 身体障害者交付台帳の数値は、障がい程度による延べ件数で集計しています。

2 障がい者制度改革とノーマライゼーション

「障害者の権利に関する条約」の批准をひとつの到達点とする、国の障がい者制度改革推進本部・障がい者制度改革推進会議の取組は、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、更には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定をもたらしました。いずれも、障害者自立支援法の施行前から動きが強まっていた、障がいのある人の自己実現やノーマライゼーションの理念の具体化を推進するものです。

一方、これまでの障がい福祉計画で指摘していた「障がいのある人が地域で自立した生活を営むための環境」づくりや、「日中、障がいのある人が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会」づくりは、道半ばであるといえます。このため、これらの課題に取り組む上で、次の事項に留意しながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を軸とした施策を引き続き展開していく必要があります。

○ 障害福祉サービス等の体系

	障害福祉サービス等		障害児通所支援等	地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付		
訪問系	●居宅介護（ホームヘルプ） ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援	—	—	●移動支援事業
日中活動系	●療養介護 ●生活介護 ●短期入所（ショートステイ）	●自立訓練（機能訓練） ●自立訓練（生活訓練） ●宿泊型自立訓練 ●就労選択支援 ●就労移行支援 ●就労継続支援A型 ●就労継続支援B型 ●就労定着支援	●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援	●地域活動支援センター事業 ●日中一時支援
居住系	●施設入所支援	●共同生活援助（グループホーム） ●自立生活援助	—	—
相談支援	●計画相談支援 ●地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ●基本相談支援		●障害児相談支援	●相談支援事業
その他	●自立支援医療（育成・更生・精神通院） ●補装具費の支給		—	●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付事業 ●その他の事業

※ 「障害福祉サービス等」は障害者総合支援法に、「障害児通所支援等」は児童福祉法にそれぞれ基づいたサービスである。このうち「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は、平成23年度までは障害者自立支援法（当時）の「児童デイサービス」として位置付けられていた。

※ 「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条の規定により本市が行う事業である。

Ⅲ 障害福祉サービスの利用状況

1 訪問系サービス

サービス種別			単位	第5期			第6期		
				H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問系	居宅介護	計画	H/月	7,690	8,310	8,970	6,875	6,970	7,065
			人	437	474	514	552	567	582
		実績	H/月	6,525	6,757	6,540	6,291	6,145	5,880
			人	452	490	490	473	458	398
	重度訪問介護	計画	H/月	450	450	450	300	300	300
			人	3	3	3	4	4	4
		実績	H/月	408	307	296	305	306	313
			人	6	6	2	2	5	5
	同行援護	計画	H/月	480	510	540	365	370	375
			人	70	75	79	70	75	80
		実績	H/月	380	381	396	443	402	316
			人	65	65	64	59	56	51
	行動援護	計画	H/月	200	240	280	10	10	10
			人	10	12	14	3	3	3
		実績	H/月	18	18	11	20	13	17
			人	1	1	1	4	4	4
	重度障害者等 包括支援	計画	H/月	150	150	150	100	100	100
			人	1	1	1	1	1	1
		実績	H/月	0	0	0	0	0	0
			人	0	0	0	0	0	0

※R5の項目は見込みの数値

訪問系サービスにおいては、居宅介護は減少傾向にありますが、他のサービスは概ね横ばいでの推移となっております。障がいのある人や介護者の高齢化等により、利用ニーズは増加すると思われるため、介護者の人材確保及び育成によるサービス提供体制の整備が求められます。

2 居住系サービス

サービス種別			単位	第5期			第6期		
				H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居住系	自立生活援助	計画	人	10	15	20	1	1	1
		実績	人	0	0	2	2	0	0
	施設入所支援	計画	人	265	257	249	251	251	251
		実績	人	259	263	258	258	254	242
	共同生活援助	計画	人	230	237	245	302	312	322
		実績	人	254	277	314	339	393	416

※R5の項目は見込みの数値

施設入所支援は減少傾向で、共同生活援助については増加傾向となっていることから、地域生活への移行が推進されたものと読み取れます。今後、障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた支援体制の強化が求められます。

3 日中活動系サービス

サービス種別			単位	第5期			第6期		
				H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中活動系	療養介護	計画	人	33	34	34	31	31	31
		実績	人	32	30	31	31	32	33
	生活介護	計画	人日/月	10,522	10,627	10,733	10,583	10,683	10,783
			人	545	549	554	540	545	550
		実績	人日/月	10,311	10,466	10,413	10,448	10,352	10,256
			人	545	551	557	561	555	534
	短期入所 (福祉型) (医療型)	計画	人日/月	723	1,008	1,409	319	319	319
			人	107	129	155	93	93	93
		実績	人日/月	272	319	218	186	185	214
			人	99	93	61	53	55	49
	自立訓練 (機能訓練)	計画	人日/月	22	22	22	22	22	22
			人	1	1	1	1	1	1
		実績	人日/月	0	0	0	0	0	10
			人	0	0	0	0	0	1
	自立訓練 (生活訓練) (宿泊型)	計画	人日/月	1,091	1,205	1,337	398	398	398
			人	67	74	83	23	23	23
		実績	人日/月	604	398	402	334	324	544
			人	47	33	28	27	24	23
	就労移行支援	計画	人日/月	892	924	956	366	366	366
			人	69	75	81	24	24	24
		実績	人日/月	539	496	301	148	197	169
			人	44	42	27	18	21	15
	就労継続支援 A型	計画	人日/月	2,163	2,228	2,295	1,764	1,764	1,764
			人	121	124	128	93	93	93
		実績	人日/月	1,488	1,640	1,728	1,757	1,916	2,085
			人	85	102	103	112	128	120
	就労継続支援 B型	計画	人日/月	8,325	8,825	9,354	9,948	10,148	10,348
			人	548	581	616	629	639	649
		実績	人日/月	8,316	9,122	9,039	9,021	9,350	9,934
			人	608	663	666	670	695	679
	就労定着支援	計画	人	10	15	20	1	1	1
		実績	人	1	1	2	3	2	2

※R5の項目は見込みの数値

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用が控えられた時期もありますが、生活介護・就労継続支援B型については概ね見込量と同程度の実績となっています。

また、就労移行支援については、見込量を下回っており、就労継続支援A型については、サービス事業所の増加に伴い、見込量を上回る結果となっています。

今後も、障がいのある人の地域での生活の充実を図るため、日中活動系サービス提供事業所の体制確保が求められます。

4 障害児通所支援サービス

サービス種別			単位	第5期			第6期		
				H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児支援	・児童発達支援 ・医療型 児童発達支援 ・居宅訪問型 児童発達支援	計画	人日/月	1,551	1,885	2,317	1,505	1,505	1,505
			人	423	459	499	401	401	401
		実績	人日/月	1,864	1,556	1,577	1,934	2,237	2,171
			人	472	418	400	419	415	371
	放課後等 デイサービス	計画	人日/月	2,223	2,469	2,742	3,711	4,011	4,311
			人	270	294	321	404	434	464
		実績	人日/月	2,788	3,238	3,574	3,804	4,557	5,144
			人	340	381	401	431	498	526
	保育所等訪問支援	計画	人日/月	48	65	88	4	4	4
			人	27	32	38	2	2	2
		実績	人日/月	1	1	1	0	2	1
			人	3	1	1	0	1	4

※R5の項目は見込みの数値

障害児通所支援については、サービス事業所の増加に伴い、見込量を大きく上回る状況となっています。今後は供給の安定のほか、療育体制の向上が求められます。

5 相談支援サービス

サービス種別			単位	第5期			第6期		
				H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援	計画相談支援	計画	人	309	323	337	1,550	1,570	1,590
		実績	人	327	342	342	1,636	1,640	1,646
	地域移行支援	計画	人	5	6	6	2	2	2
		実績	人	1	0	0	0	0	0
	地域定着支援	計画	人	4	4	5	2	2	2
		実績	人	3	2	1	1	1	0
	障害児 相談支援	計画	人	59	63	68	230	240	250
		実績	人	282	224	296	328	384	362

※R5の項目は見込みの数値

※計画相談支援はR3以降集計方法変更

計画相談及び障害児相談支援においては、いずれも見込量を上回る状況となっています。今後も相談支援専門員の確保など体制整備が必要な状況です。

6 地域生活支援事業

活動指標		単位	第5期			第6期		
			H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1 理解促進研修・啓発事業	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業								
障害者相談支援事業	計画	箇所	2	2	2	3	3	3
	実績	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	計画	人	8	10	12	15	15	15
	実績	人	6	9	9	10	12	15
5 成年後見制度法人後見支援事業	計画		有	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有	有
6 意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	人	70	75	80	70	70	70
	実績	人	56	56	41	57	43	57
手話通訳者設置事業	計画		1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業								
介護・訓練支援用具	計画	件	15	15	15	20	20	20
	実績	件	18	17	10	13	15	13
自立生活支援用具	計画	件	60	60	60	70	70	70
	実績	件	44	55	48	32	34	38
在宅療養等支援用具	計画	件	30	30	30	40	40	40
	実績	件	29	32	21	17	17	18
情報・意思疎通支援用具	計画	件	30	30	30	40	40	40
	実績	件	20	25	20	13	17	17
排泄管理支援用具	計画	件	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	実績	件	3,567	3,884	4,003	4,374	4,302	4,227
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	計画	件	15	20	25	15	15	15
	実績	件	6	8	10	2	3	5
8 手話奉仕員養成研修事業	計画	人	15	20	25	25	25	25
	実績	人	11	8	8	9	14	14
9 移動支援事業	計画	箇所	26	26	26	32	32	32
		人	100	110	120	125	125	125
		H	4,500	4,725	4,950	4,500	4,500	4,500
	実績	箇所	26	32	32	31	33	32
		人	107	124	114	124	131	133
		H	4,425	4,462	4,137	4,799	4,405	4,651
10 地域活動支援センター	計画	箇所	2	2	2	2	2	2
		人	250	250	250	120	120	120
	実績	箇所	2	2	2	2	2	2
11 その他の事業								
日中一時支援	計画	人	70	70	70	80	80	80
	実績	人	79	66	15	14	7	10
移動入浴車派遣	計画	回/月	60	60	60	60	60	60
	実績	回/月	56	50	64	71	72	73
更生訓練費給付	計画	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績	人/月	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許取得・改造助成	計画	件	10	10	10	10	10	10
	実績	件	7	8	3	5	3	4

※R5の項目は見込みの数値

各事業とも概ね見込量どおりの推移となっています。今後も利用者の多様なニーズに応える事業を展開します。

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

第1章でも触れたとおり、第4期苫小牧市障がい者計画では、「ともに創るやさしい苫小牧－自立を応援する福祉のまちづくり－」を基本理念として掲げ、各種施策を展開しています。前計画である苫小牧市障害者計画から引き継いだこの基本理念の下、本市では、「人も街もやさしいまち」、障がいの有無に関わらず、互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を、市民一人ひとりや地域団体、事業者等の参画により進めていくこととなります。地域での自立した生活に必要とされる、良質で多様なサービスを提供することは、「やさしい苫小牧」の実現に向けての確かな一歩となります。このことは、これまでの障がい福祉計画が目指すところでもあります。

このため、第7期となる新たな障がい福祉計画においても、引き続き次の基本理念を掲げ市民、事業者等と連携しながら、良質で多様なサービスを計画的に確保・提供できるよう努めていきます。

やさしい苫小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実

II 基本方針

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいや障がいのある人に対する理解をひろめ、障がいのある人が自ら選んだ場所で生き生きと暮らせる環境づくりを目指します。

2 様々な障がいに対する支援

障害者総合支援法において、発達障がいや一定の範囲における難病患者も含めた形で「障害者」の定義がなされたことを踏まえ、一元的に行えるようになった障害福祉サービス等の提供を通じて、様々な障がいに対する支援に取り組めます。

3 サービス提供体制の充実

地域生活や就労への移行の一層の促進に加え、地域生活支援のための拠点づくりなどサービス提供基盤の充実を図るとともに、良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

4 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応した、良質なサービスを提供できる環境づくりを行います。

Ⅲ 障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標

第7期障がい福祉計画においては、障害者総合支援法第88条第2項一に規定されている「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標」として国の基本指針で示された成果目標を基礎として、本市の実情に応じた目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	254 人	
令和8年度末の施設入所者数	241 人	令和8年度末における施設入所者数見込み
地域生活移行者数	16 人	施設入所からグループホーム等における地域生活へ移行する障がいのある人の数の見込み (令和4年度末入所者数(254人)の6%以上減)
令和8年度末の施設入所者数減少数	13 人	(令和4年度末入所者数(254人)の5%以上減)

●参考（第6期計画の状況）

項目	目標値	実績値（R4年度時点）
地域生活移行者数	16 人	12 人
令和5年度末の施設入所者減少数	6 人	9 人

2 地域生活支援の充実

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備等	整備済	平成28年整備済
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置	配置済	1名配置（令和5年3月末）
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握	未実施	令和8年度末までに実施することを基本とする。

3 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数	13 人	
令和8年度における一般就労移行者数	20 人	
内訳		
就労移行支援事業	2 人	令和3年度実績0のため過去実績より算定
就労継続支援A型	6 人	令和3年度実績（4人）の1.29倍
就労継続支援B型	12 人	// （9人）の1.28倍

令和8年度における就労定着支援事業利用者数	5人	令和3年度実績（3人）の1.41倍
-----------------------	----	-------------------

●参考（第6期計画の状況）

項目		目標値	実績値（R3年度）
令和5年度の一般就労移行者数		31人	13人
令和5年度末の一般就労への移行者数	就労移行支援事業	4人	0人
	就労継続支援A型	7人	4人
	就労継続支援B型	20人	9人

4 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値	備考
児童発達支援センター（市町村中核子ども発達支援センター）の設置	整備済	令和2年4月1日におおぞら園が、市町村中核子ども発達支援センターへ移行
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置済	実施事業所2箇所（令和5年3月末）
医療的ケア児支援のための協議の場の確保	設置済	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による庁内検討委員会の設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置済	2名配置（令和5年3月末）

5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを基本とします。

6 障害福祉サービス等の質の向上

福祉事業所を対象とした各種研修やセミナーの開催、相談支援事業所への実地指導結果の周知等、質の向上を図る体制構築を目指します。

【参考】国指針により示された第7期障がい福祉計画成果目標（令和8年度末）

1 施設入所者の地域生活への移行

- （1）令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- （2）施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- （1）精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- （2）精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- （3）精神病床における退院率を3ヶ月後：68.9%以上、6ヶ月後：84.5%以上、1年後：91%以上とすることを基本とする。

3 地域生活支援の充実

- （1）各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することを基本とする。
- （2）強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

- （1）令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- （2）就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.31倍以上を目指す。
- （3）就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- （4）就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- （5）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- （6）就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度末実績の概ね1.41倍以上を目指す。
- （7）就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所を全体の2.5割以上とすることを基本とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- （1）各市町村又は各圏域1か所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。
- （2）全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。
- （3）各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とする。

6 相談支援体制の充実・強化等

- （1）各市町村において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- （2）協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを基本とする。

7 障害福祉サービス等の質の向上

各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。

第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

I 障害福祉サービス等の体系

この計画におけるサービス体系は、地域での生活をより円滑にするため本市が行う「地域生活支援事業」と、それ以外のサービスの2つに大別されます。

地域生活支援事業以外のサービスのうち、障害福祉サービス等は、介護支援のための「介護給付」、自立訓練や就労移行支援などの「訓練等給付」等から成り立っています。また、その提供形態から「訪問系」「日中活動系」「居住系」等にサービスの内容が分類されており、障がいのある人が必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用する仕組みとなっています。

なお、18歳以上の方が介護給付サービス又は共同生活援助の一部のサービスを利用する場合には、あらかじめ障害支援区分と呼ばれる利用資格の認定を受ける必要があります。

○ 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

区分		障害支援区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護※1							
	重度訪問介護※2							
	同行援護※3							
	行動援護※4							
	重度障害者等包括支援※5							
日中活動系	療養介護※6						▲	▲●
	生活介護※7							
	短期入所							
居住系	施設入所支援※8							
	共同生活援助※9							

※1 通院等介助（身体介護を伴う場合）の利用については、移動等に関する認定調査項目で一定以上の支援が必要と認められている区分2以上の方を対象とする。

※2 「二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排尿・排便の認定調査項目がいずれも「支援が不要」以外に認定されている方」又は「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方」を対象とする。

※3 身体介護を伴う利用については、区分2以上の方を対象とする。また、身体介護の有無にかかわらず、アセスメント票に基づいた調査を要する。

※4 認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方を対象とする。

※5 意思疎通に著しい困難を有する、「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上である方」又は四肢麻痺で寝たきり状態にある「呼吸管理を行っている方」若しくは「最重度知的障がい者」を対象とする。

※6 平成24年4月1日前から旧重症心身障害児施設に入所していた方以外については、▲・●の要件を参照のこと。----（▲）筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者（●）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

※7 区分2については、年齢50歳以上の方に限る。

※8 区分3については、年齢50歳以上の方に限る。

※9 受託居宅介護サービスの利用については、区分2以上の方を対象とする。

障害児通所支援等は、主に児童発達支援や放課後等デイサービスなど（児童福祉法上の「障害児通所支援」）から成り立っています。障害者総合支援法上「障害児」の利用が可能である障害福祉サービス等については、障害児通所支援と合わせて利用することができます。

Ⅱ サービス量の見込み（活動指標）

障害福祉サービス等の見込量は、計画策定時点で把握した本市の過去実績値及び推移を参考とし算出したものです。あくまでも見込量であり将来のサービス提供の確定値ではありません。

この見込量を参考としサービスの提供体制整備を進めるための取組を行います。

1 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいの方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通に著しい困難を有する四肢麻痺で寝たきりの方等を対象に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせ、包括的に支援を行います。

訪問系サービスは、障がいのある人及び介護者の高齢化、地域生活への移行を推進する観点からも利用量は増加すると思われます。障がいの状況やニーズに応じたサービスの提供ができるよう質の向上に向けた取組が必要とされます。自立支援協議会でのニーズの把握や研修会の開催など体制整備に向けた取組を推進します。

■活動指標■	単位	第7期計画		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問系サービス	H/月	7,186	7,392	7,598
	人	543	563	583
居宅介護	H/月	6,346	6,547	6,748
	人	473	488	503
重度訪問介護	H/月	315	315	315
	人	5	5	5
同行援護	H/月	405	410	415
	人	60	65	70
行動援護	H/月	20	20	20
	人	4	4	4
重度障害者等包括支援	H/月	100	100	100
	人	1	1	1

2 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた方が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問等により、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助	共同生活を営むべき住居（グループホーム）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施設入所支援、共同生活援助サービスの支援体制整備が必要であると思われます。引き続き、地域生活支援拠点の活用や、北海道、圏域内自治体及び事業者との連携により、様々な障がいに対応した居住の場の確保及び居住支援体制の整備に努めます。

■活動指標■	単位	第7期計画		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人	1	1	1
施設入所支援	人	242	241	241
共同生活援助	人	430	440	450

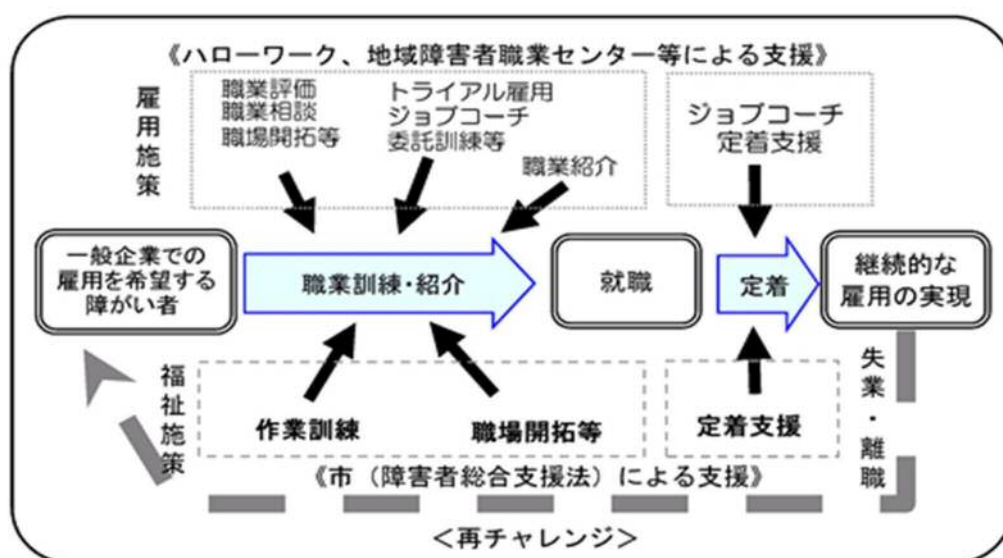
3 日中活動系サービス

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を要する方に対して、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護	常時介護を要する方に対して、施設において次のような支援を行います。 ① 入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援 ② 創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援
短期入所	自宅で介護を行う方の病気などの理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいや難病患者に対して、施設等において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障がいの方に対して、施設等において入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行による帰宅後の生活能力等の維持又は向上のための訓練その他の支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

就労移行支援	一般就労等を希望する方に対して、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された方に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜の供与を行います。

日中活動系サービスは、訪問系サービスと同様、地域生活への移行の進展に伴い、需要の増加が見込まれます。また、就労系サービスについては障がいのある人の就労を進めるために、サービスの提供体制の確保が必要な状況です。

障がいのある人の就労は、その方の自立と社会参加を進めるうえで重要であることから、本市では就労相談員の配置や障がい者就労支援事業の実施により、関係機関等との連携を図り、就労先の拡大の取組を実施してまいりました。この他、障がいの理解と支援の輪を広げるため、ジョブコーチ支援事業を推進しております。今後もこれらの取組を継続し、障がいのある人の雇用と就労定着に努めます。



■活動指標■	単位	第7期計画		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
療養介護	人	33	33	33
生活介護	人日/月	10,370	10,452	10,548
	人	560	565	570
短期入所	人日/月	220	220	220
	人	66	66	66
(福祉型)	人日/月	218	218	218
	人	65	65	65
(医療型)	人日/月	2	2	2
	人	1	1	1
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	20	20	20
	人	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	120	120	120
	人	10	10	10
宿泊型自立訓練	人日/月	264	264	264
	人	15	15	15
就労選択支援	人日/月	14	14	14
	人	1	1	1
就労移行支援	人日/月	200	200	200
	人	25	25	25
就労継続支援 A 型	人日/月	2,100	2,100	2,100
	人	128	128	128
就労継続支援 B 型	人日/月	9,626	9,761	9,896
	人	715	725	735
就労定着支援	人	2	2	2

4 障害児通所支援サービス

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の子どもに対して、療育指導を実施する施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもに対して、医療機関等において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが著しく困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	小学校入学後、18 歳未満の子どもに対して、授業の終了後又は学校の休業日に、療育指導を実施する施設において、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園等に通う子どもに対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育所等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

障害児通所支援サービスについては、サービス事業所の増加に伴い、増加傾向となっています。障害児通所支援サービスの安定した供給のための体制整備が求められます。体制整備を進めるにあたり、利用者ニーズを的確に把握するため、自立支援協議会やその他の場を活用して、教育、福祉、保健、医療等関係機関の連携を強化し、子どもの個性が生きるサービスの質の向上を図る取組に努めます。

■活動指標■	単位	第7期計画		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援 (支援センター以外)	人日/月	2,240	2,240	2,240
	人	420	420	420
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	4,923	5,223	5,523
	人	538	578	618
保育所等訪問支援	人日/月	5	5	5
	人	3	3	3

5 相談支援サービス

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援を申請した方のサービス等利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設等に入所・入院している方に対して、退所・退院により地域生活に移行する上で必要な住居の確保等の相談支援を行います。
地域定着支援	独居等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを申請した方の障害児支援利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。 また、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

国の指針では、令和8年度までに相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを定めています。既に基幹相談支援センターを設置していることから、引き続き自立支援協議会等において、相談支援体制の充実・強化について協議し、連携強化の取組を進めます。

■活動指標■	単位	第7期計画		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人	1,650	1,655	1,660
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1
障害児相談支援	人	394	404	414

6 地域生活支援事業

サービス名	内 容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい特性研修の開催や広報活動など、多くの市民が障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
2 自発的活動支援事業	ピアサポート活動や障がい者等に対するボランティアの養成活動など、障がい当事者や市民が自発的に行う活動を支援します。
3 相談支援事業	
障害者相談支援事業	必要な情報の提供や助言その他必要な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を通じて、困難ケースへの相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	保証人がいない等、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な方に対して、入居支援、サポート体制調整等の支援を行います。
4 成年後見制度利用支援事業	制度の利用上財政的支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の助成を行います。
5 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や組織体制の構築等を行うことで、担い手の確保と障がい当事者の権利擁護を図ります。
6 意思疎通支援事業	視覚、聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の支援を図ります。
7 日常生活用具給付等事業	以下の日常生活用具の給付、貸与等を通して、障がい当事者の日常生活の支援を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、Ｔ字杖・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体温計（音声式）、視覚障がい者用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具	住宅改修費
8 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障のある方の自立した生活を支援するため、支援者として期待される手話奉仕員を養成します。
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援を行います。
10 地域活動支援センター事業	基礎的事業として利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うほか、機能強化事業として在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
11 その他の事業	
日中一時支援	日中活動の場の確保と障がいのある人の家族の一時的な休息等を目的に、施設等において日中の見守りや社会適応のための日常的な訓練等を行います。
移動入浴車派遣	重度の身体障がいによる寝たきりの方で、家族による入浴支援が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練のサービスを受ける施設入所者に対して、更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得・改造助成	身体障がいの方の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
社会参加支援	スポーツ、芸術文化活動等による障がいのある人の社会参加を促します。

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者ニーズに応じて柔軟に実施できる事業となっており、全ての市町村が実施することとされている必須事業と、市町村の判断により行う任意事業があり、本市の任意事業は 11 のその他の事業となっています。

引き続き障がいのある人の自立と社会参加を支えるため、地域で生活する障がいのある人のニーズの把握を行ないサービスの充実に努めます。

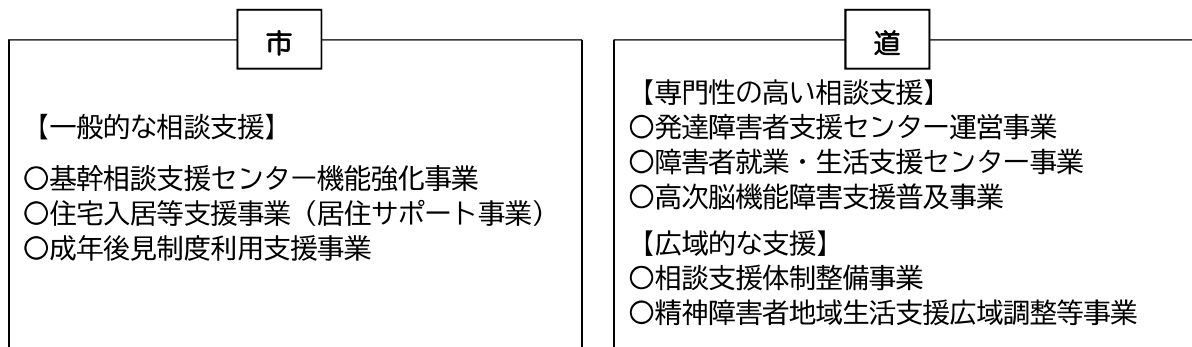
活動指標	単位	第7期		
		R6年度	R7年度	R8年度
1 理解促進研修・啓発事業		有	有	有
2 自発的活動支援事業		有	有	有
3 相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	人	15	15	15
5 成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有
6 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	60	60	60
手話通訳者設置事業		1	1	1
7 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	32	32	32
自立生活支援用具	件	30	30	30
在宅療養等支援用具	件	17	17	17
情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12
排泄管理支援用具	件	4,216	4,216	4,216
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	2	2	2
8 手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10
9 移動支援事業	箇所	32	32	32
	人	136	141	146
	H	4,750	5,050	5,350
10 地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人	170	170	170
11 その他の事業				
日中一時支援	人	15	15	15
移動入浴車派遣	回/月	73	73	73
更生訓練費給付	人/月	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成	件	5	5	5

【参考】地域生活支援事業による相談支援体制と協議会

地域生活支援事業においては、市町村が一般的な相談支援を実施する中で基幹相談支援センターを設置するなどし、地域の体制強化を図る仕組みとなっています。

一方、都道府県では発達障害者支援センター運営事業などの専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業等を行うこととされており、市と北海道で役割分担をしながら重層的な相談支援体制を構築することとなります。

○ 相談支援における市と北海道の役割分担

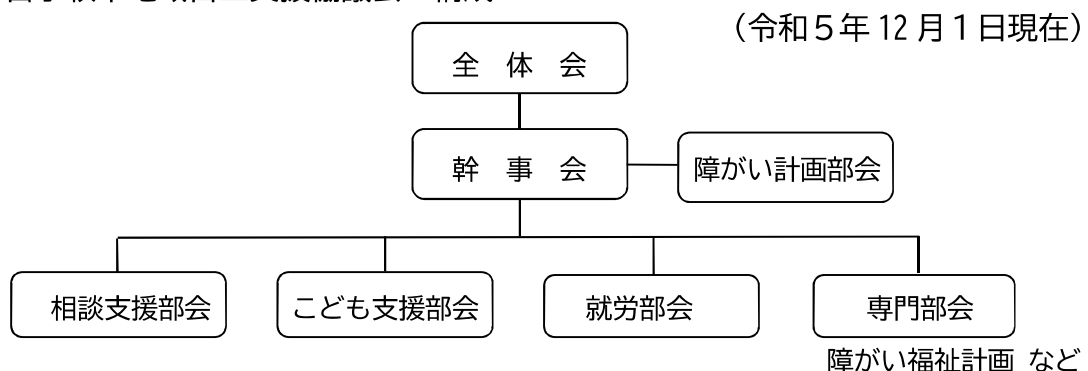


また、協議会は、関係機関や障がいのある人、支援者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化と体制整備に係る協議の場として機能します（障害者総合支援法第 89 条の 3）。

本市では、設置根拠が法定化される前の平成 20 年度から、相談支援体制の構築を主眼に協議会を設置しています。ここでは、中立・公平性の確保の観点から委託相談支援事業者の活動報告及び運営評価を行うとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画等の総括、部会活動によるケース分析や個別課題の協議・調整、研修事業の企画・運営等を行います。

今後も、支援ニーズの多様化・複雑化が進むことが想定され、協議会活動の一層の活発化が求められます。

○ 苫小牧市地域自立支援協議会の構成



第4章 計画の推進

この計画の推進に当たっては、第4期苫小牧市障がい者計画の推進体制と同様に、「情報共有」「市民参加と協働」を取組の中心に据え、サービス提供実績の把握等による計画の評価と進捗管理を行うこととします。

具体的には、次の取組により計画を推進していきます。

① 情報共有

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、『福祉ガイドブック』の刊行などをはじめ、市の広報誌やホームページ等、多様な媒体を通じて、サービス内容、利用手続等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

② 推進体制の整備と市民参加・協働

国や北海道の関係行政機関との連携を強化するほか、市の行政内部においては「福祉のまちづくり庁内連絡会議」等を通じた関係部署との連携を図っていきます。

また、障がい当事者や公募委員も参加する協議会の場を関係機関等との連携の場として機能させ、計画の推進を図ります。

③ 計画の評価と進捗管理

この計画を着実に進めていくため、年度ごとに障害福祉サービス等の提供に係る実績や数値目標について点検・評価を行い、協議会への報告等により進捗管理を行います。

また、その結果に基づき、必要があると認めるときは、この計画の変更その他の必要な措置を講じることとします。

資料編 当事者アンケート

I 当事者アンケートの概要

1 実施の理由

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定にあたり、当事者である障がいのある人のニーズ等を把握するため。

2 対象者

本市が実施機関として管轄する、身体・知的・精神のいずれかの障害者手帳を有する者のうち、令和5年9月13日時点において65歳未満であるもの（のべ5,191人）から無作為抽出により選出された1,190人

3 アンケート内容

別紙のとおり

4 実施期間

令和5年10月20日（金）郵送、翌月10日（金）回答期限

5 実施方法

郵送にて配布。回収は郵送及びインターネット

6 回収件数及び回収率

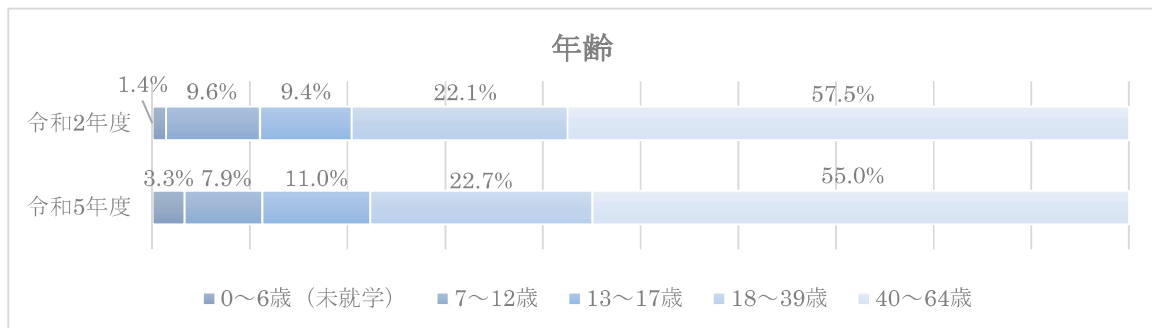
	18歳未満	18歳以上	合計
送付数	290人	900人	1,190人
回収数	102人	355人	457人
回収率	35.2%	39.4%	38.4%

※ 図表内の割合を示す数値はすべて百分率（％）で表し、少数第2位を四捨五入しています。そのため、合計値は必ずしも100になりません。

Ⅱ アンケート結果

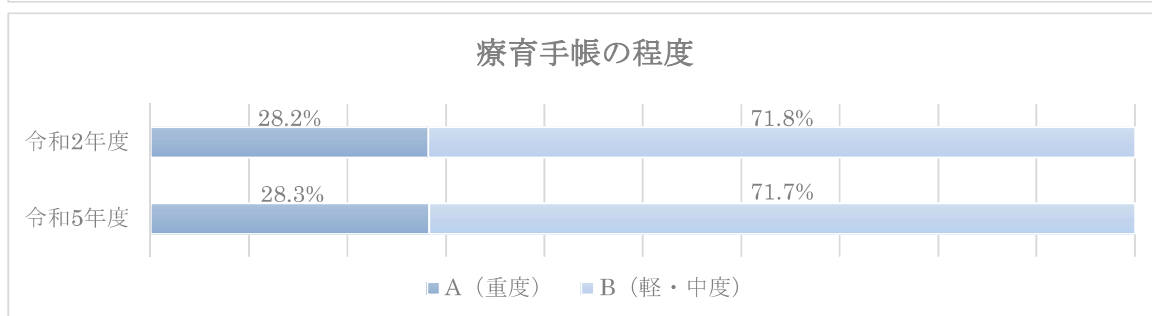
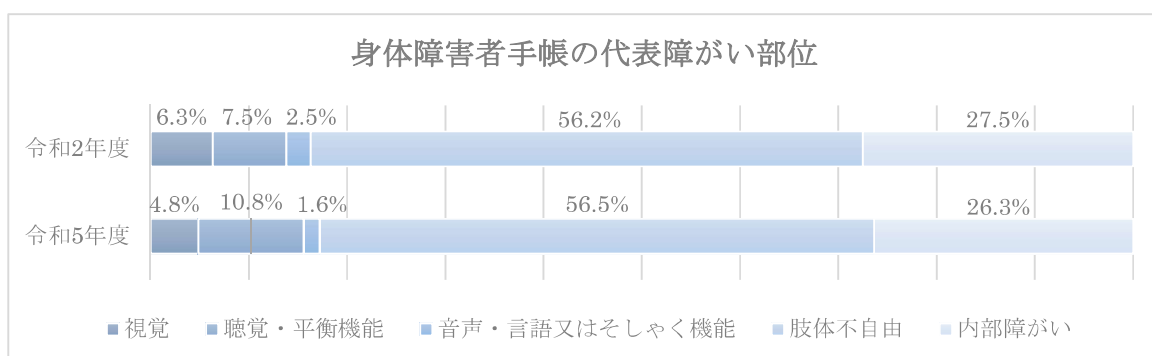
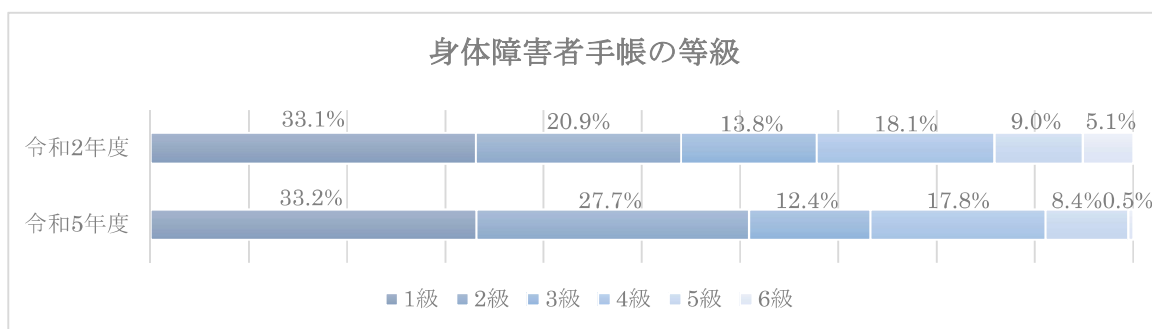
1 回答者の属性

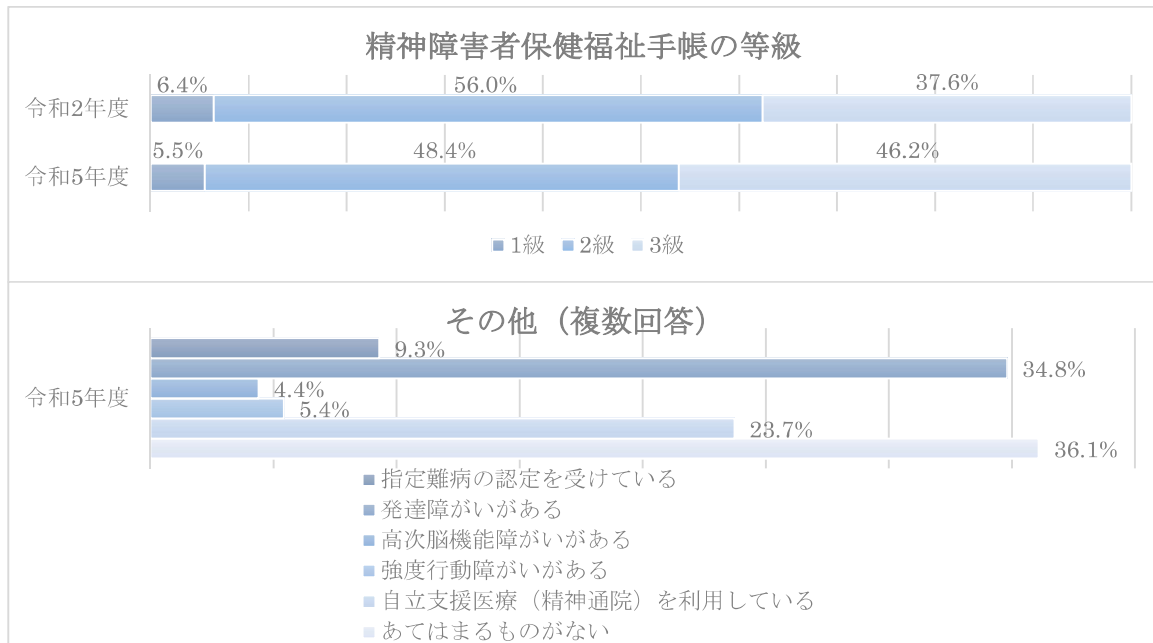
(1) 年齢



(2) 障害手帳の程度

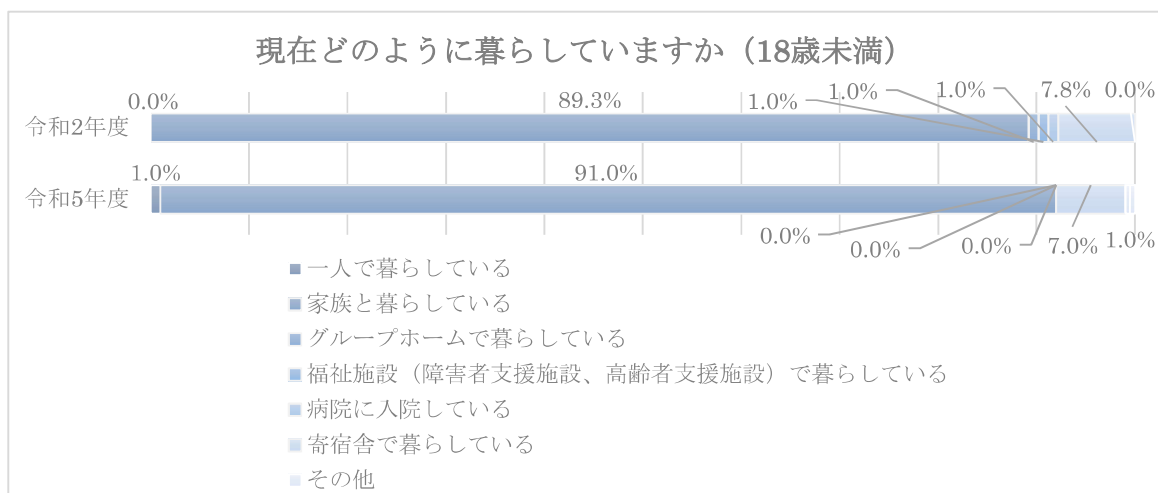
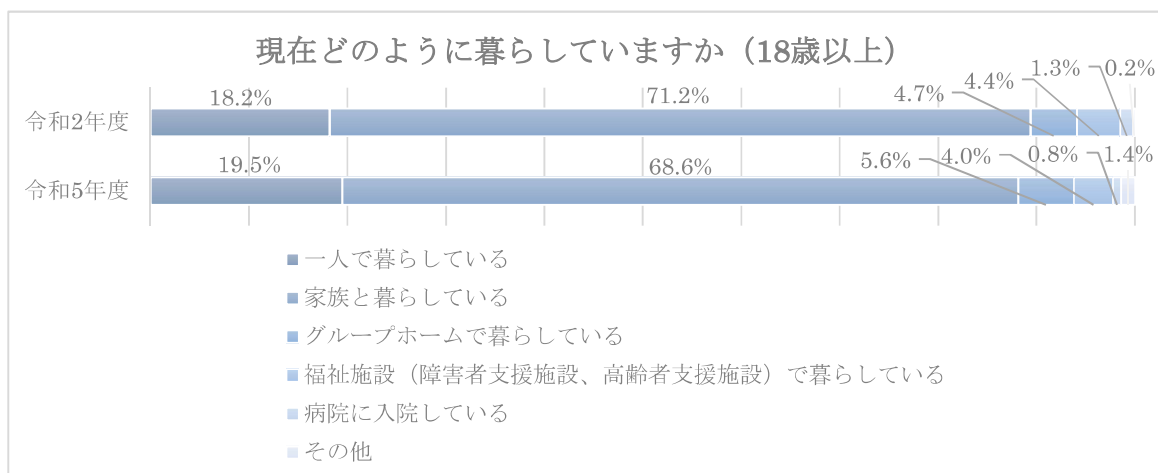
重度障がい者（1～3級）が7割を占めています。障がい代表部位では肢体不自由が56%と高い割合となっています。





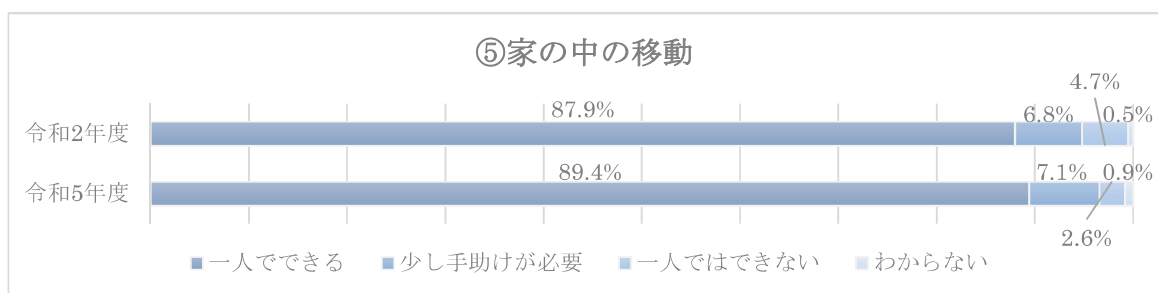
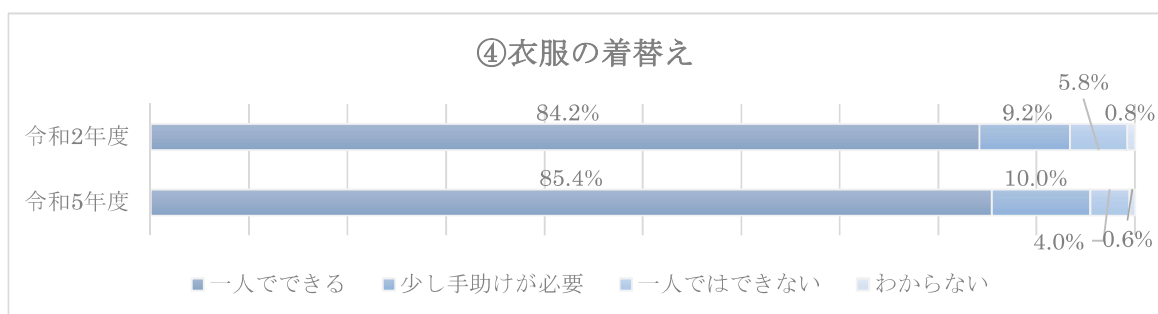
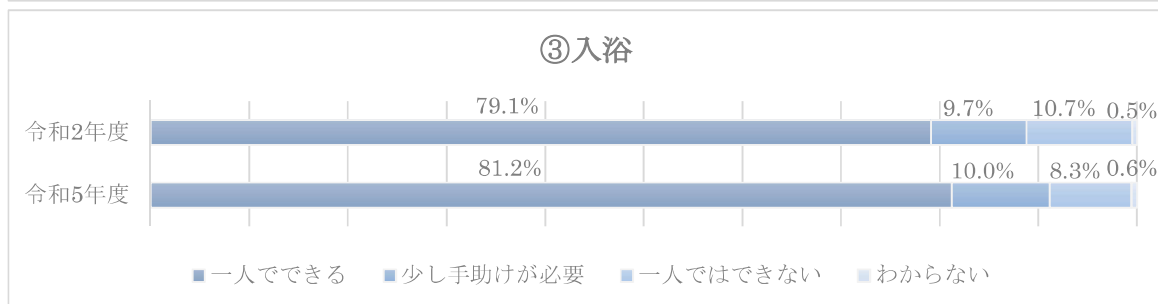
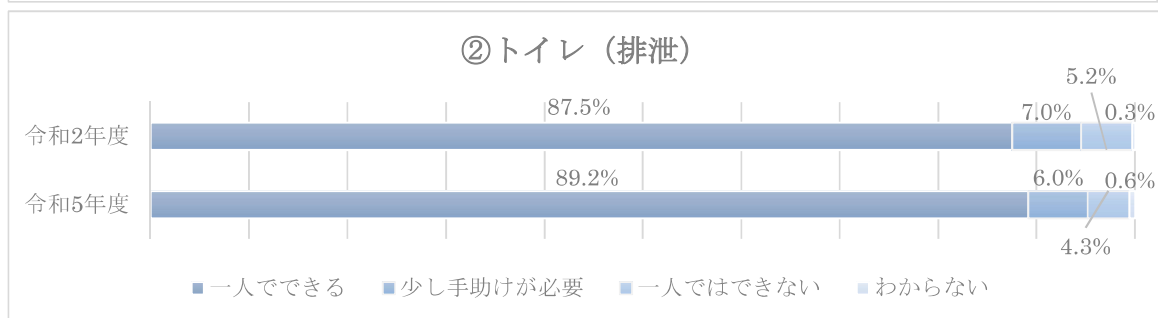
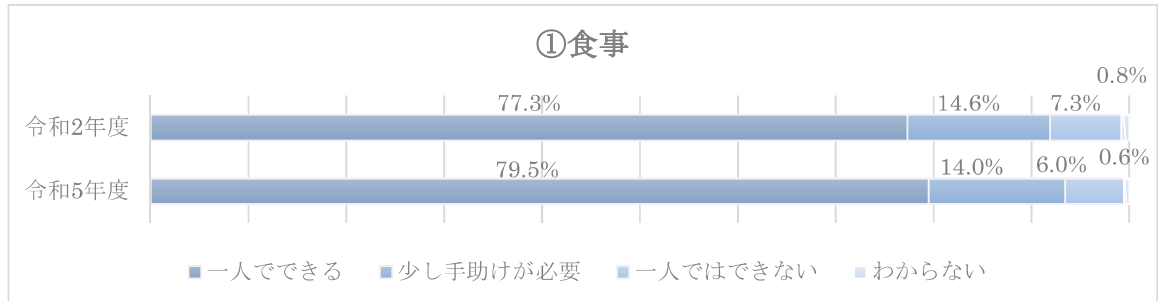
2 質問項目

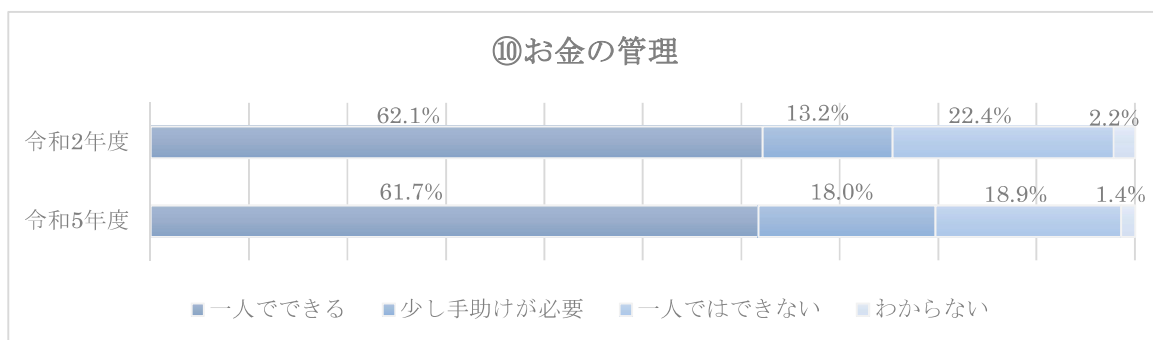
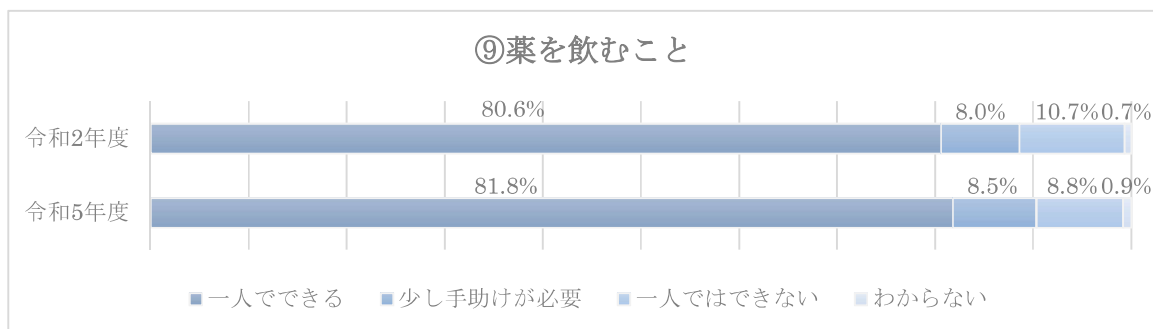
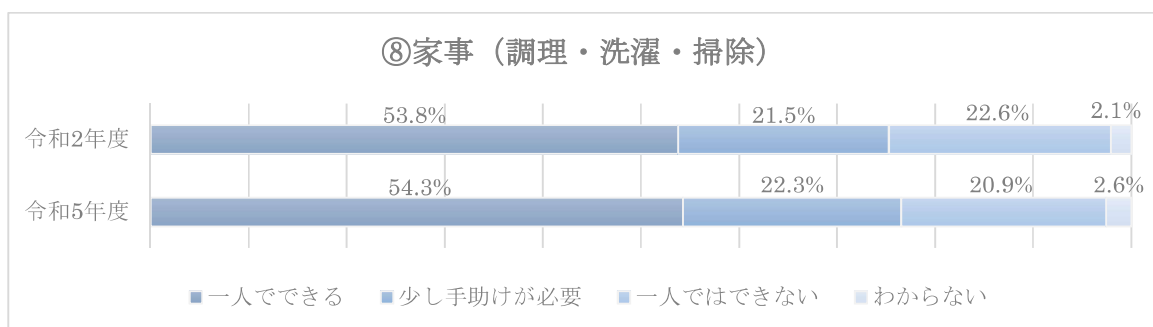
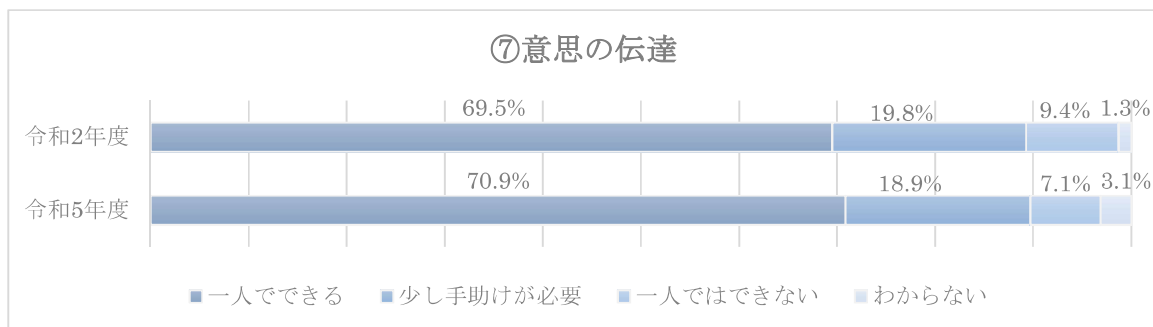
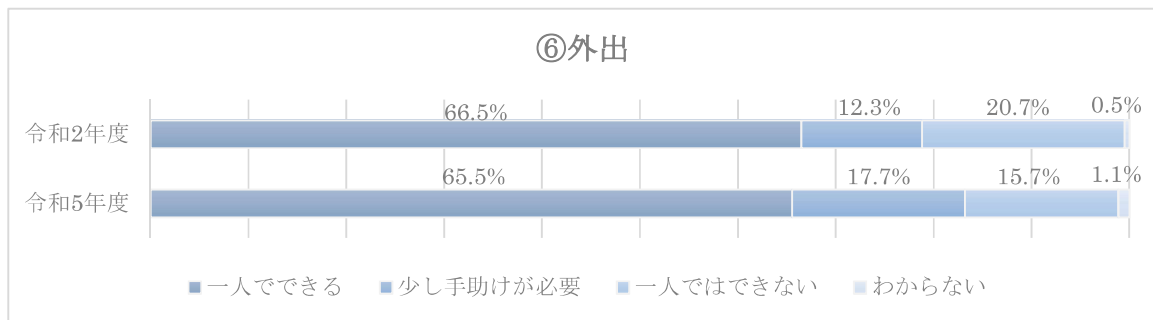
（1）現在の生活状態



(2) 日常生活での援助や介助について【18歳以上】

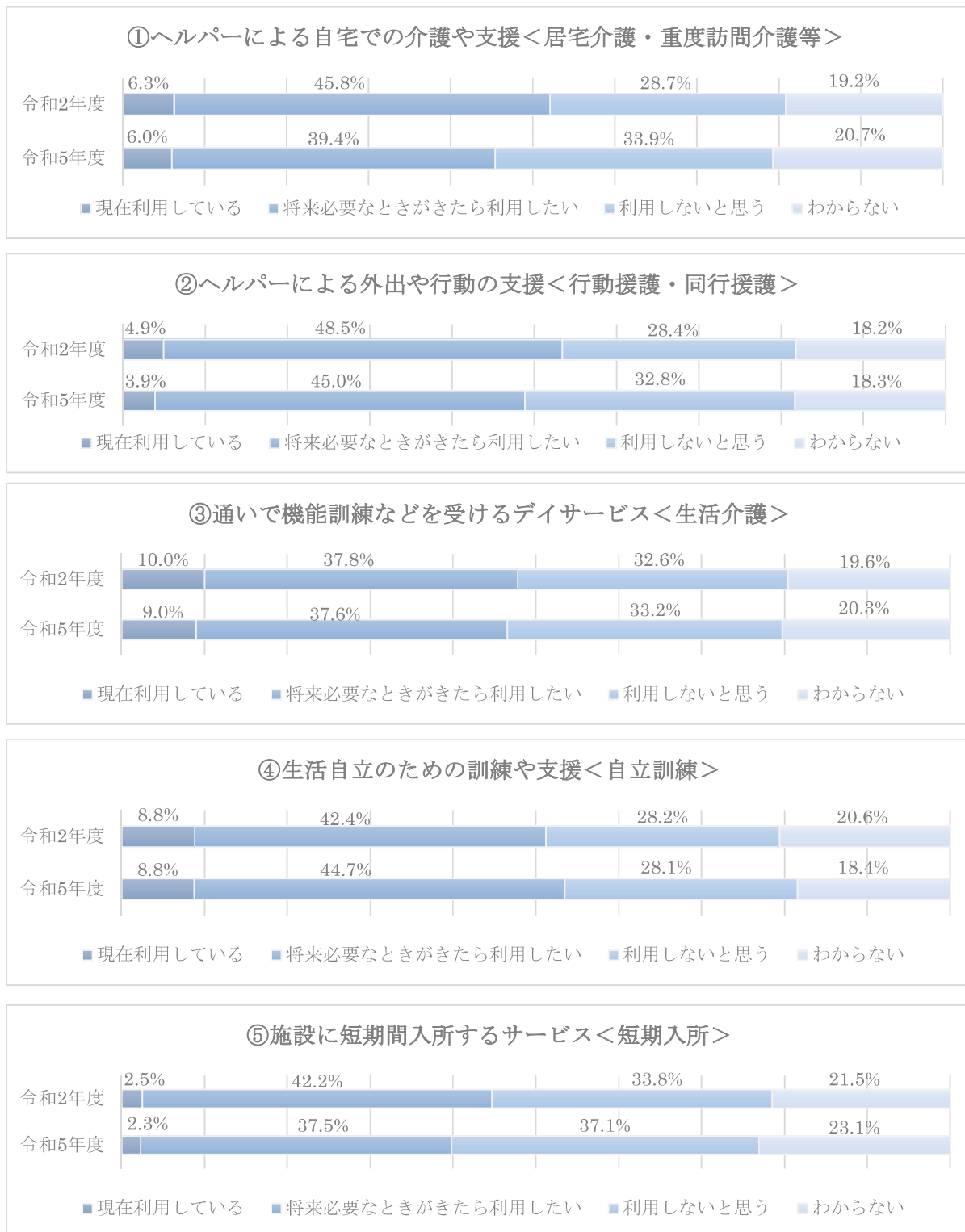
日常生活では、家事の援助や介助を必要とする人が多く見受けられ、次いで意思の伝達、お金の管理、外出に援助を必要とする割合が高くなっており、この傾向は前回調査時と同様となっています。



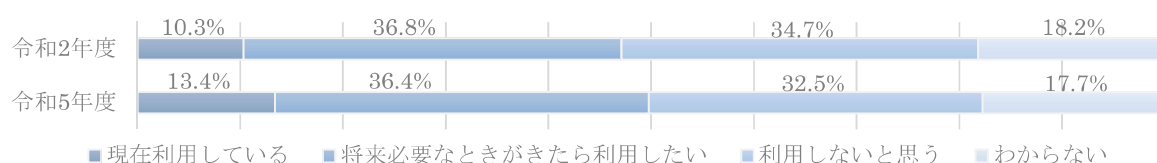


(3) サービスの利用状況

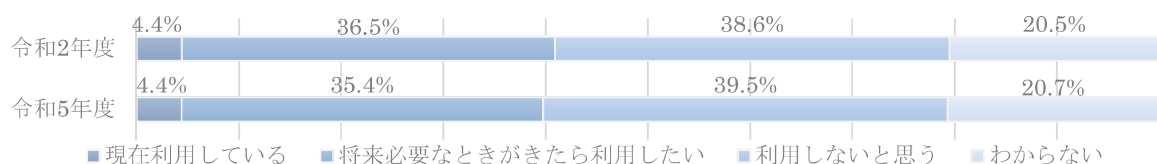
ほとんどのサービスにおいて「将来必要なときがきたら利用したい」との回答が半数近くを占める結果となっており、令和2年の調査からは大きく変わっていない状況です。相談支援については将来必要なときに利用したいとの回答が半数を超える結果となりました。



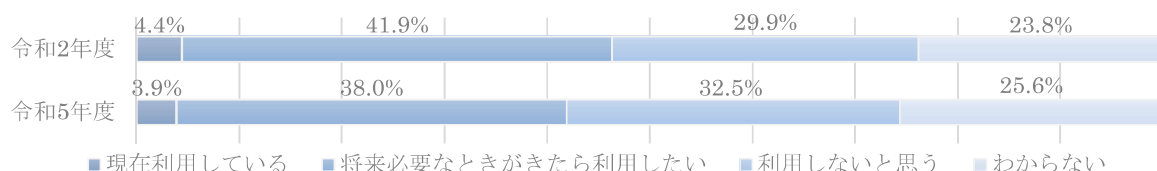
⑥就労のための訓練や支援<就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援>



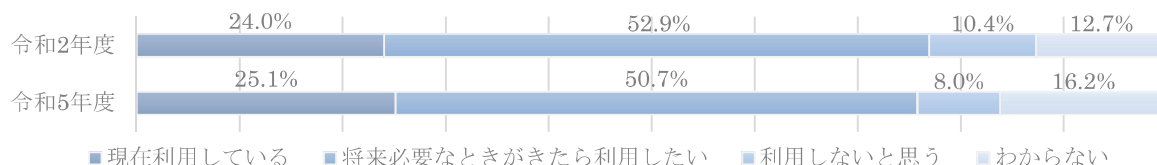
⑦グループホームでの共同生活<共同生活援助>



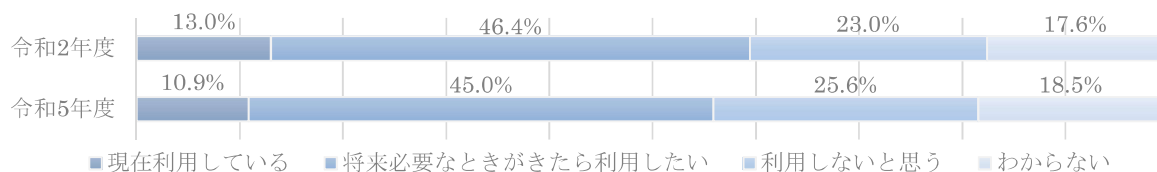
⑧施設への入所<施設入所支援>



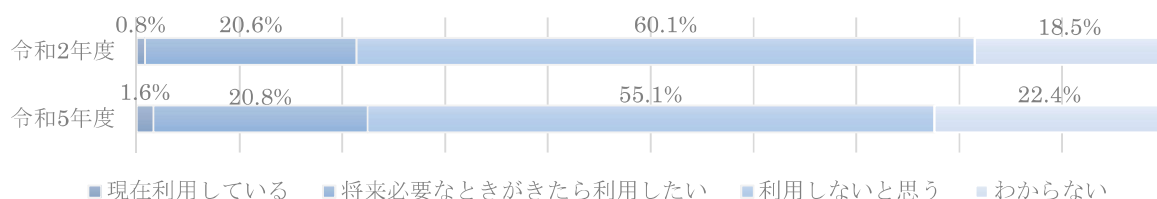
⑨市役所、相談支援事業所や保健所などの相談窓口<相談支援>

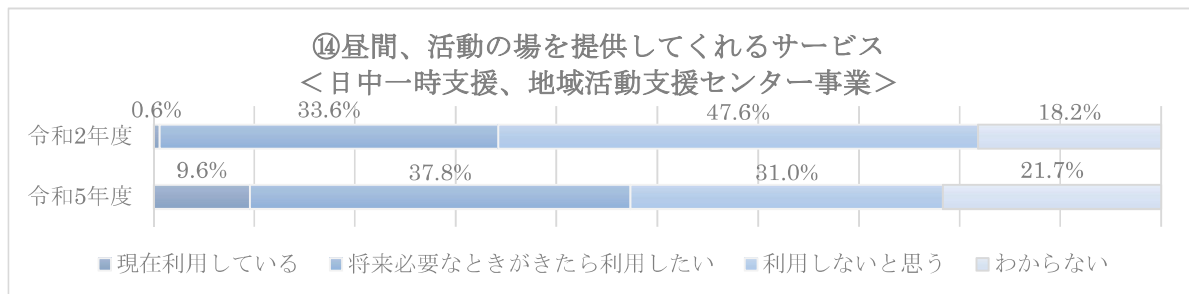
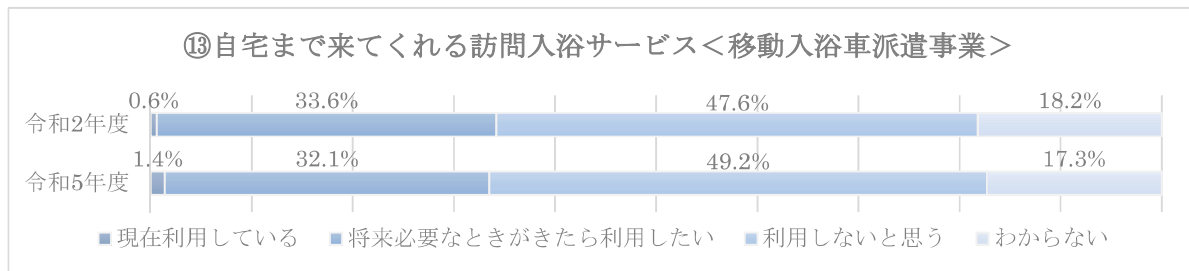
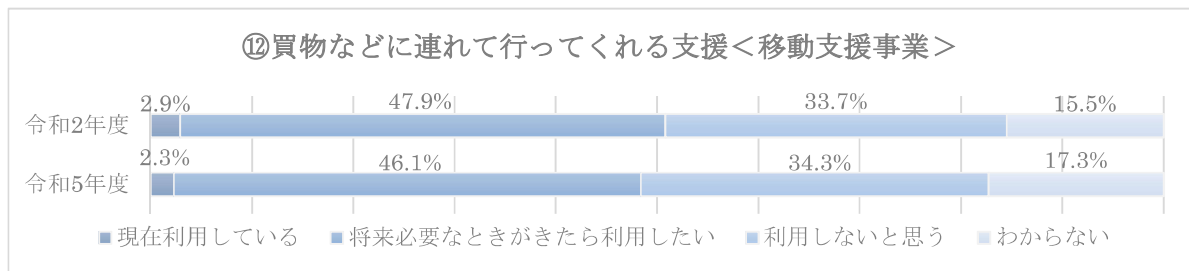


⑩日常生活用具の給付、補装具の給付



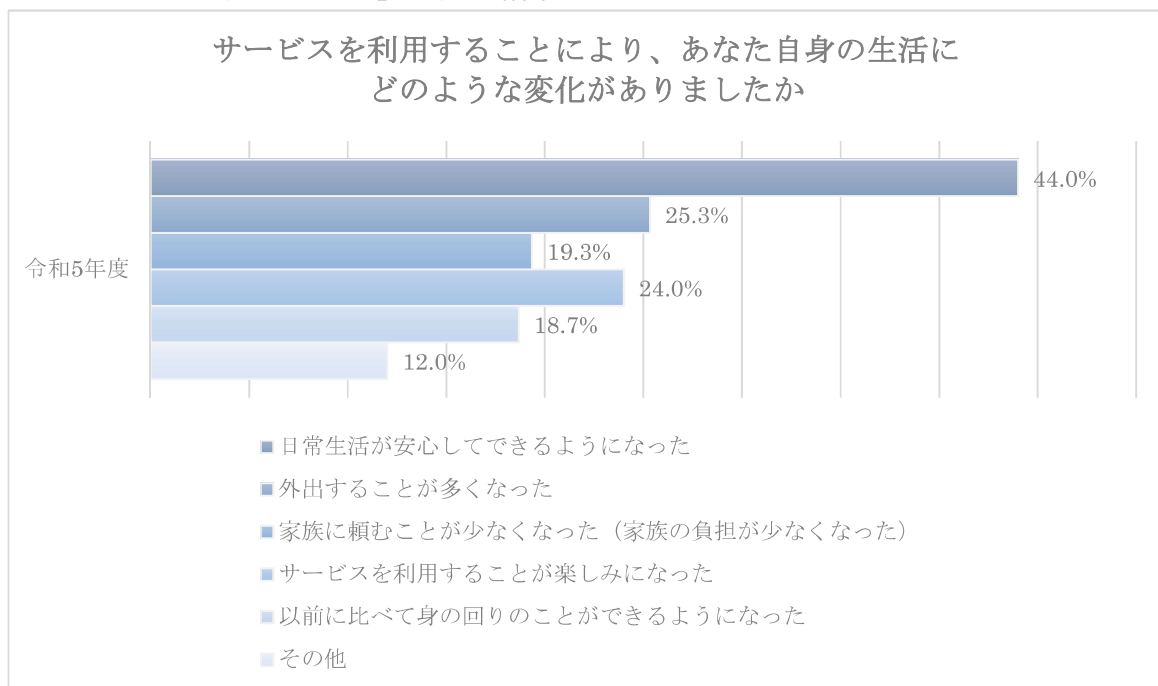
⑪要約筆記・手話などのコミュニケーション支援





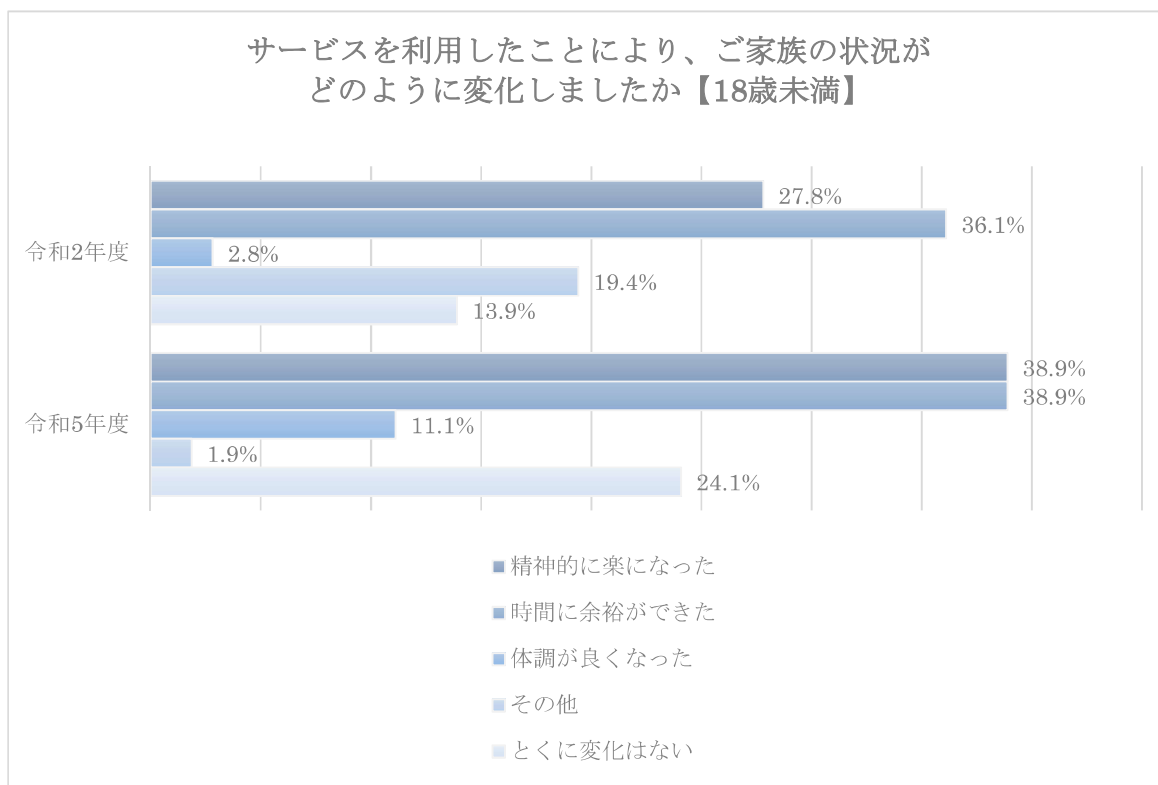
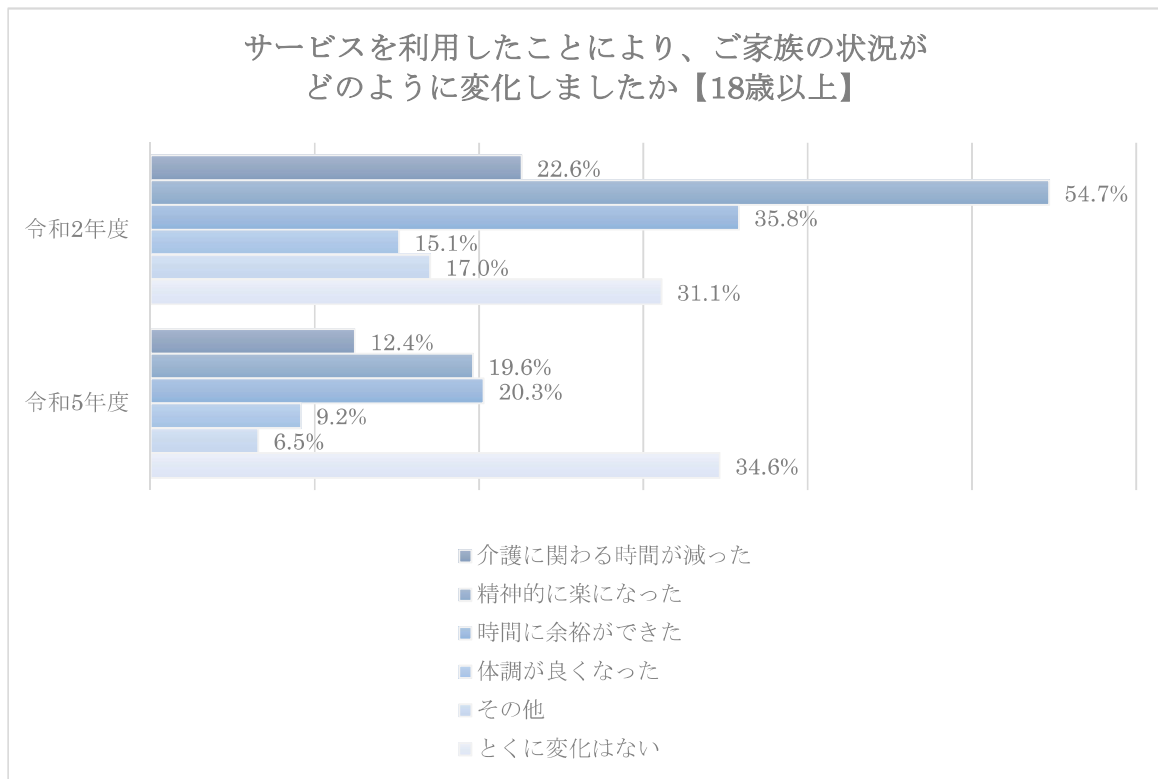
(4) あなた自身の生活の変化について【18歳以上】(複数回答)

今回の調査では「日常生活が安心してできるようになった」次いで「外出することが多くなった」が多い結果となりました。



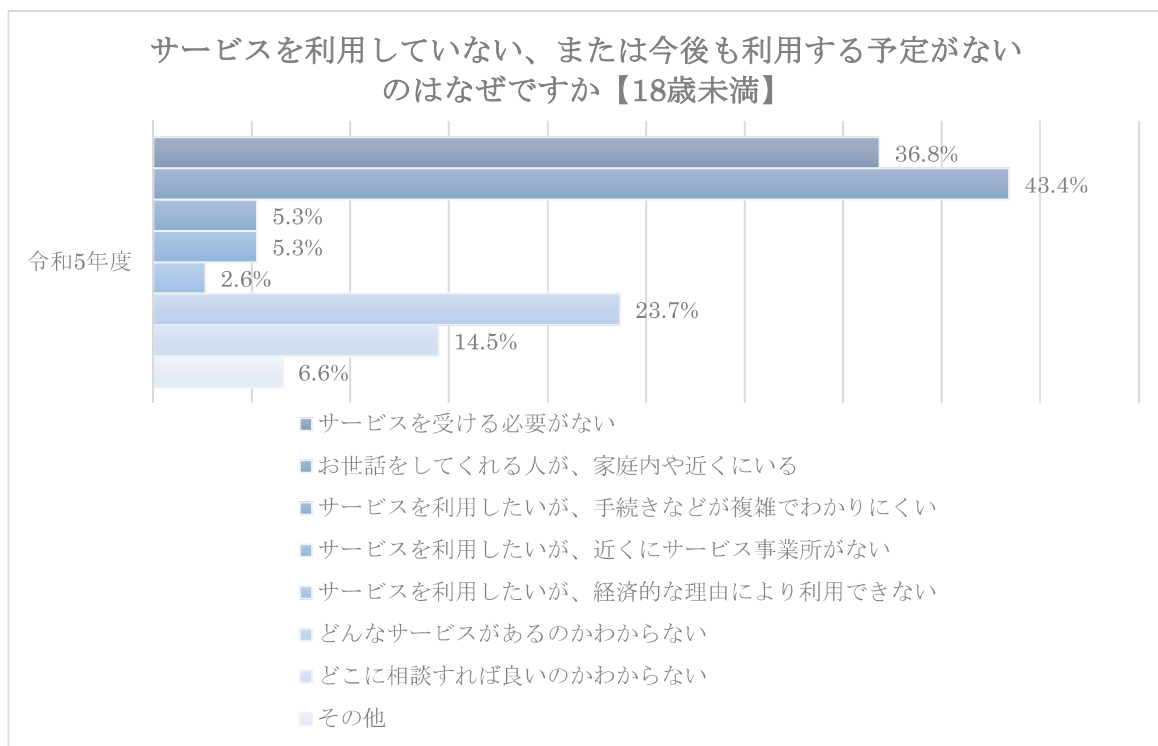
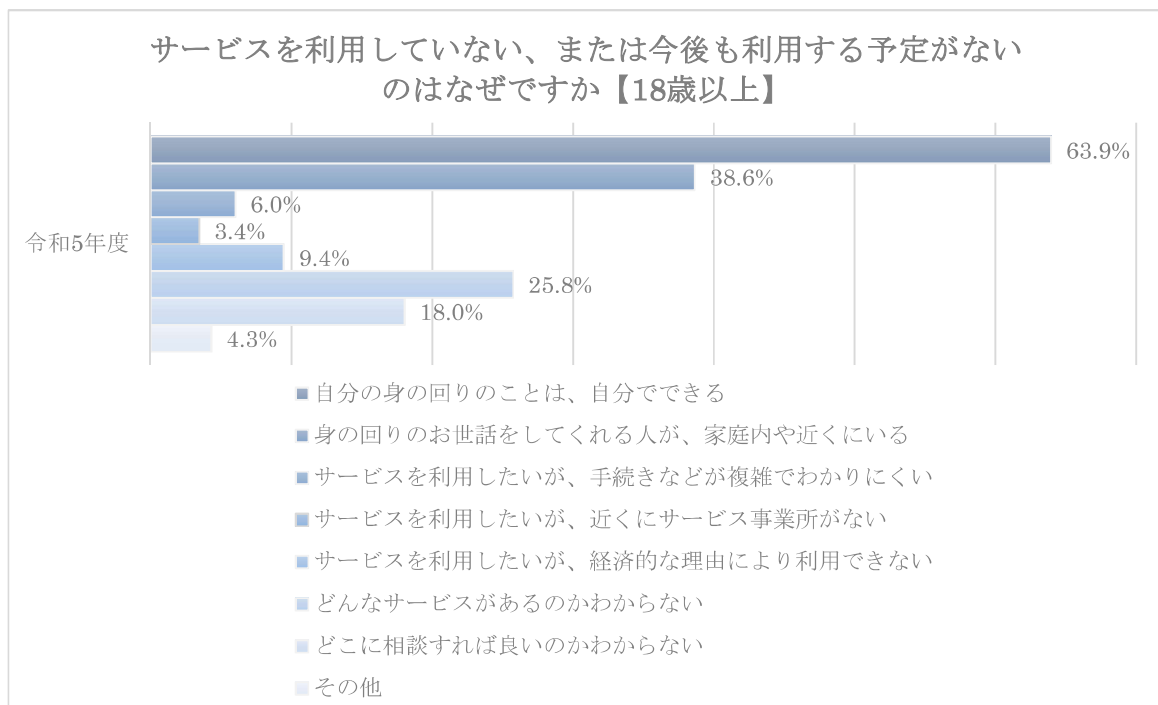
(5) あなたの家族の状況の変化について（複数回答）

18歳以上については「とくに変化はない」、18歳未満については「精神的に楽になった」「時間に余裕ができた」が最も多くなっています。

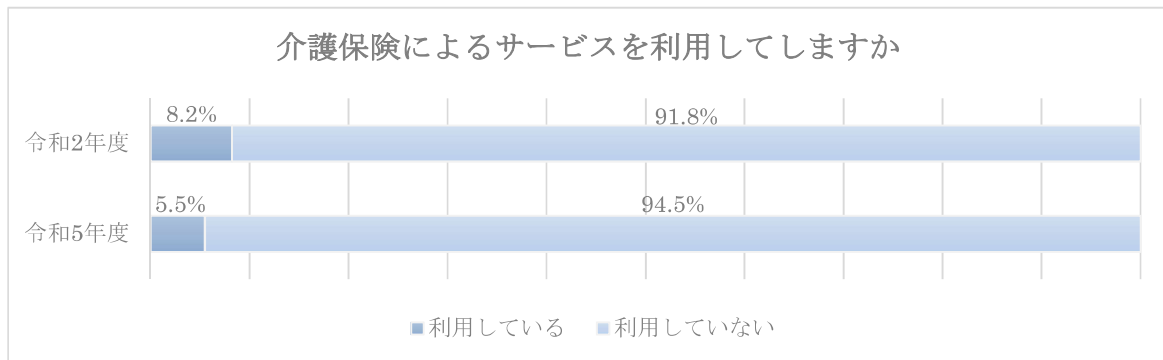


(6) サービスを利用していない、今後も利用予定がない理由について（複数回答）

サービスを利用していない理由として、現時点ではご自身もしくはご家族で対応しているため介助や援助を必要としていないという人が多くなっています。しかし、「どんなサービスがあるのかわからない」「どこに相談すれば良いのかわからない」ことからサービス利用の検討ができていないという回答が一定程度ある結果となりました。

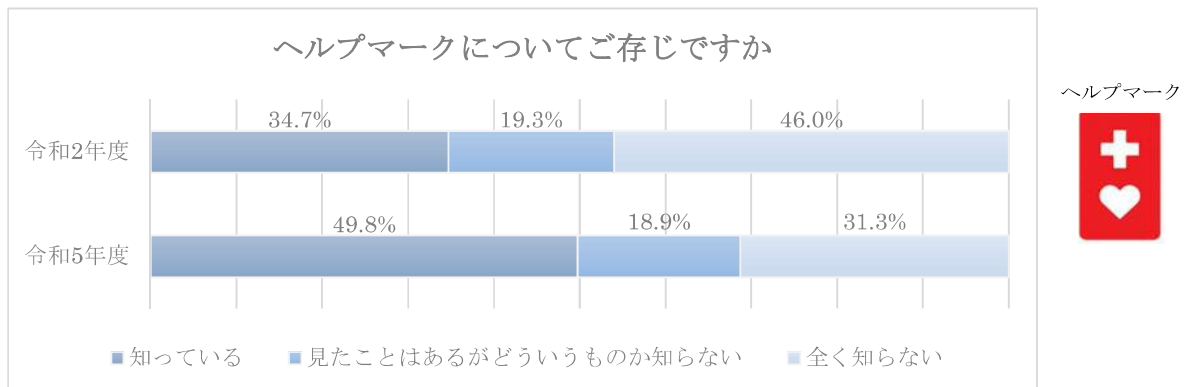


(7) 介護保険によるサービスを利用していますか【18歳以上】



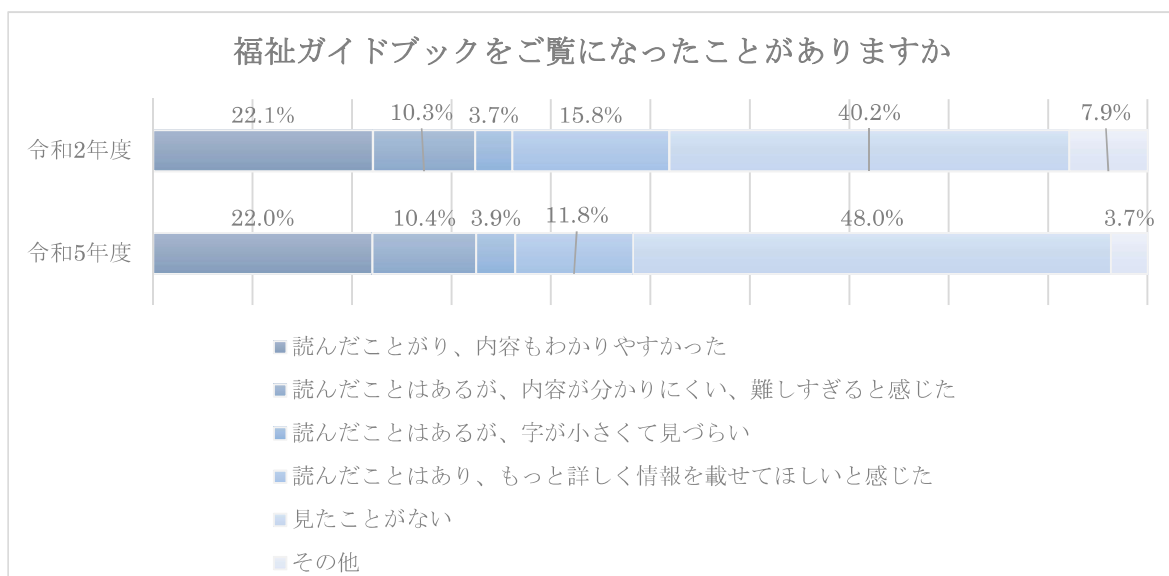
(8) ヘルプマークについて

前回と比べ、知っているという回答が約半数まで増加しています。

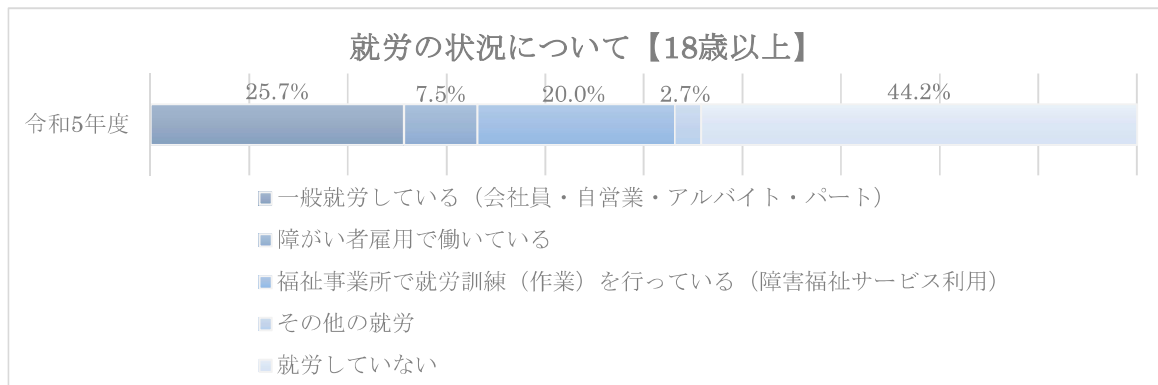


(9) 福祉ガイドブックについて

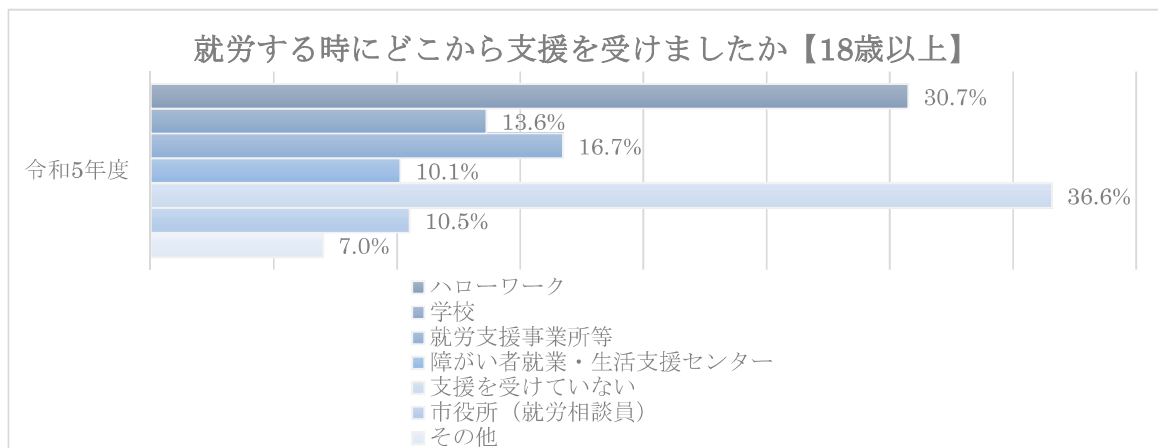
「見たことがない」との回答が約半数を占めており、最も多くなっています。



(10) 就労の状況について

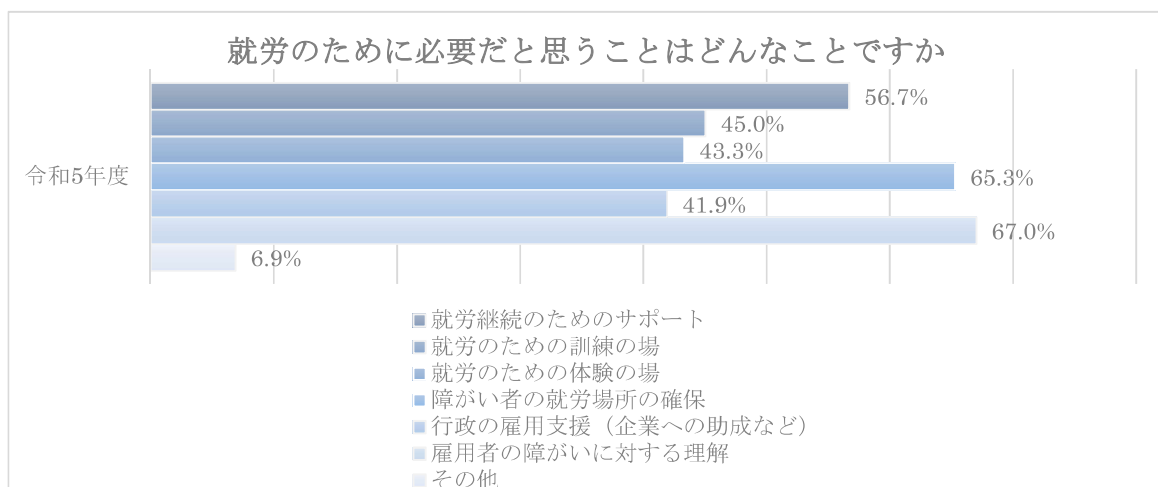


(11) 就労する時の支援について【18歳以上】（複数回答）

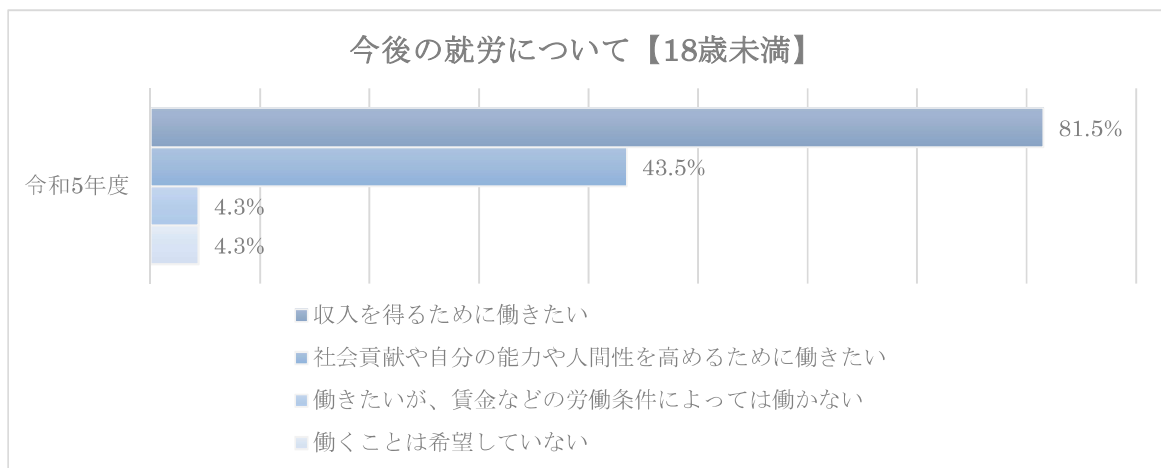
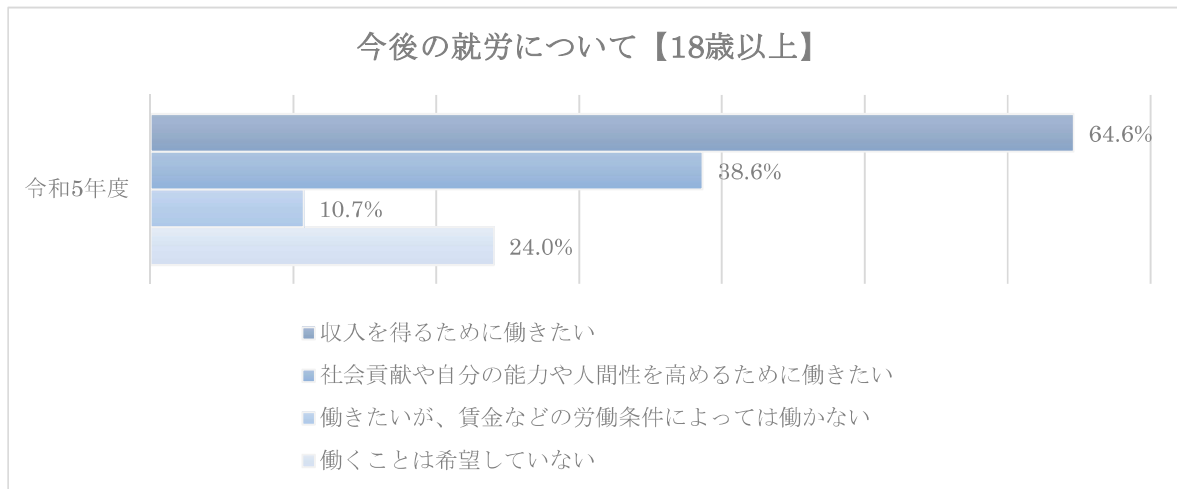


(12) 就労のために必要なことは【18歳以上】（複数回答）

障がい者の就労を進める上で、「就労場所の確保」と「雇用者の障がいに対する理解」を求める回答が多くなっています。あいサポート運動などにより引き続き障がいに対する理解を拡げる取組が求められます。

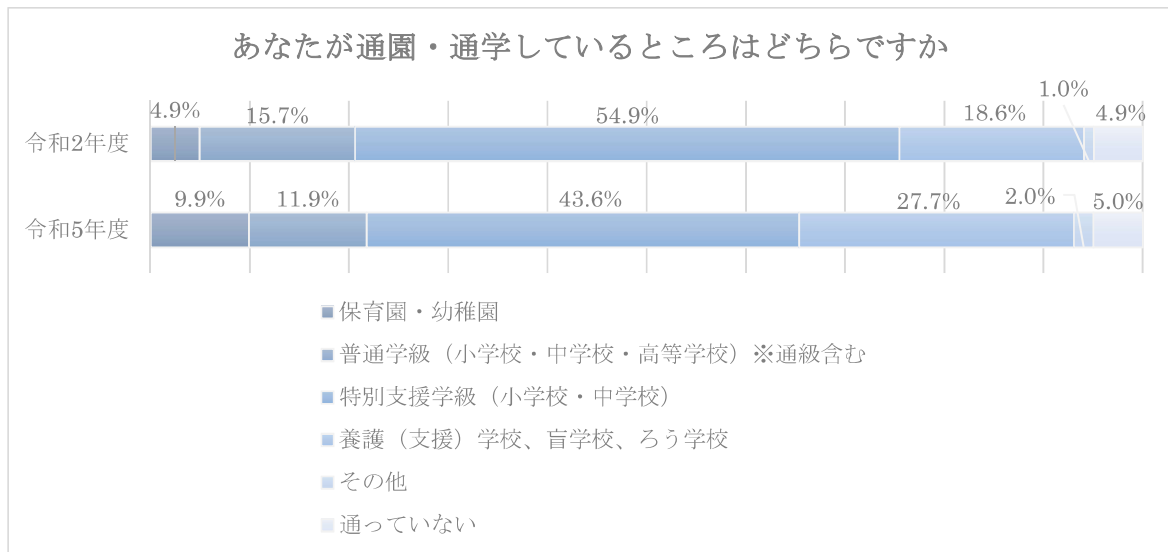


(13) 今後の就労について（複数回答）



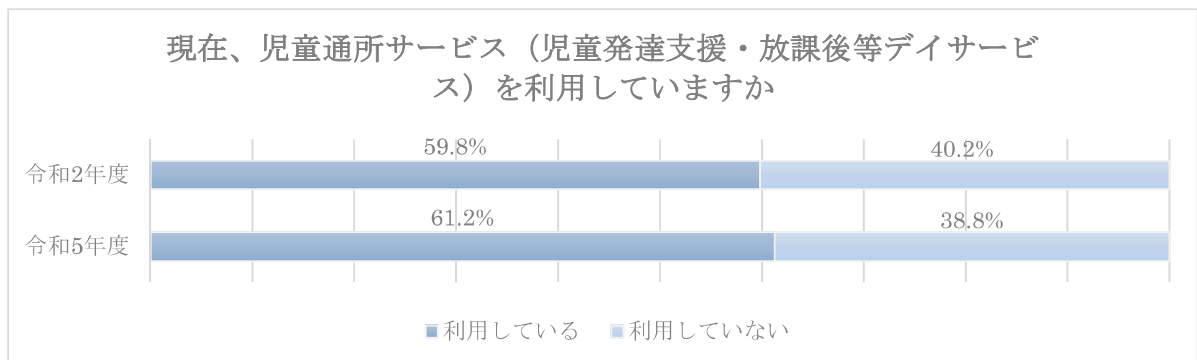
【これ以降は18歳未満のみの回答となっています】

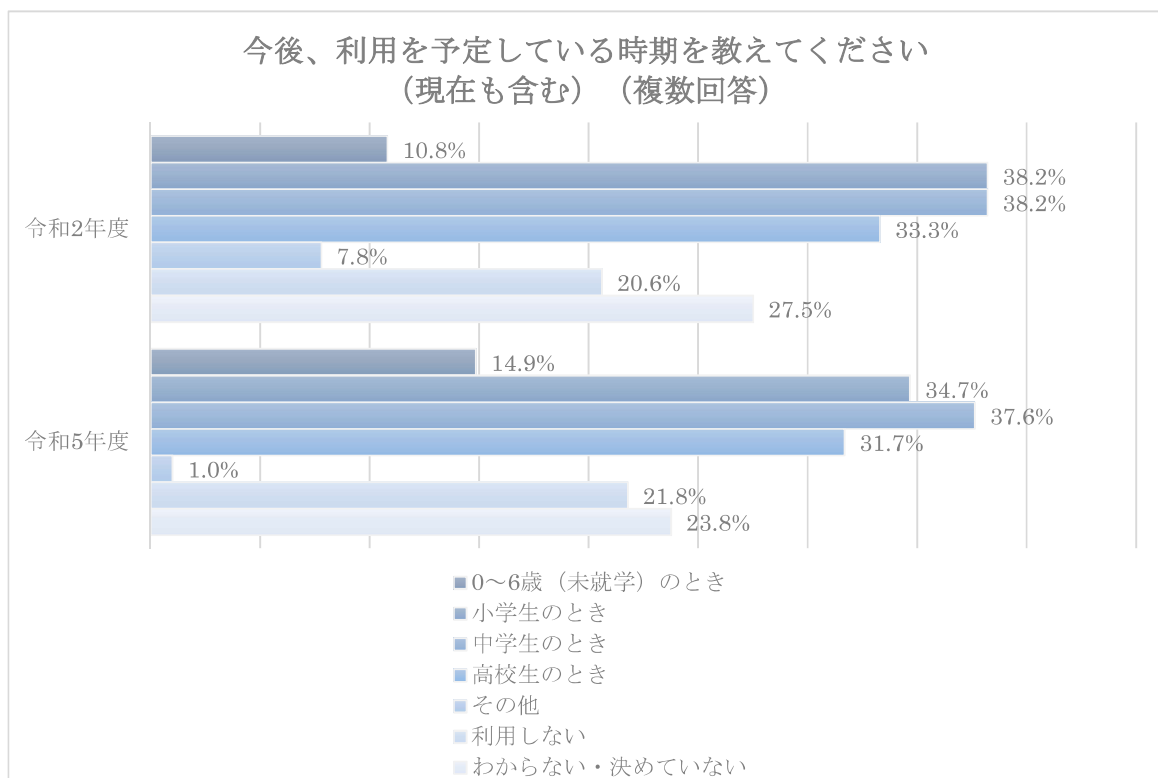
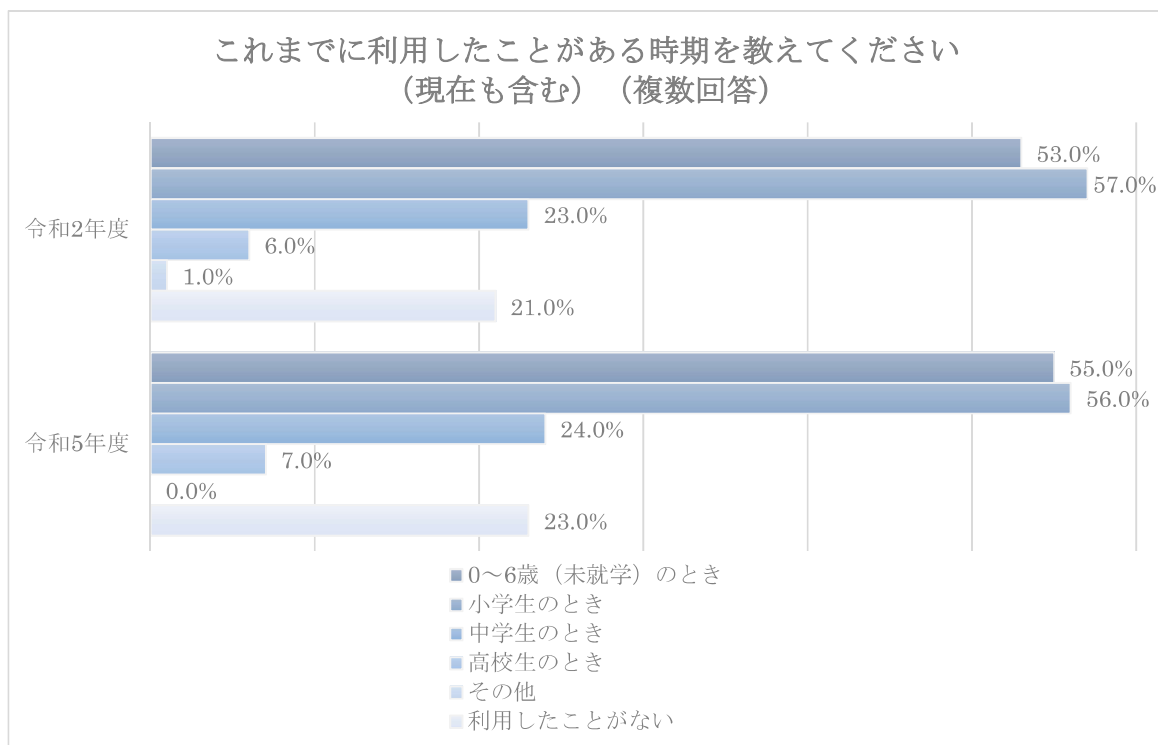
(14) 通園・通学先について

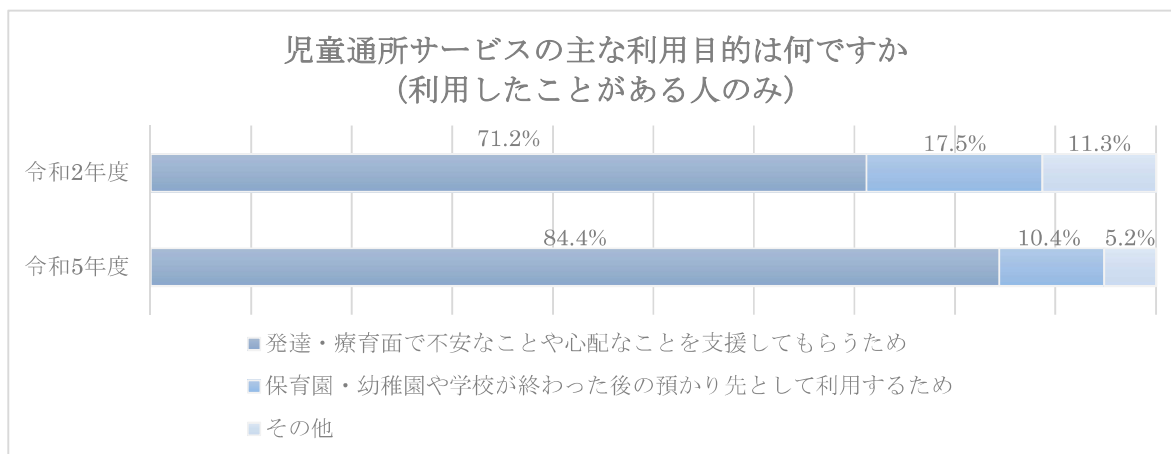


(15) 児童通所サービスについて

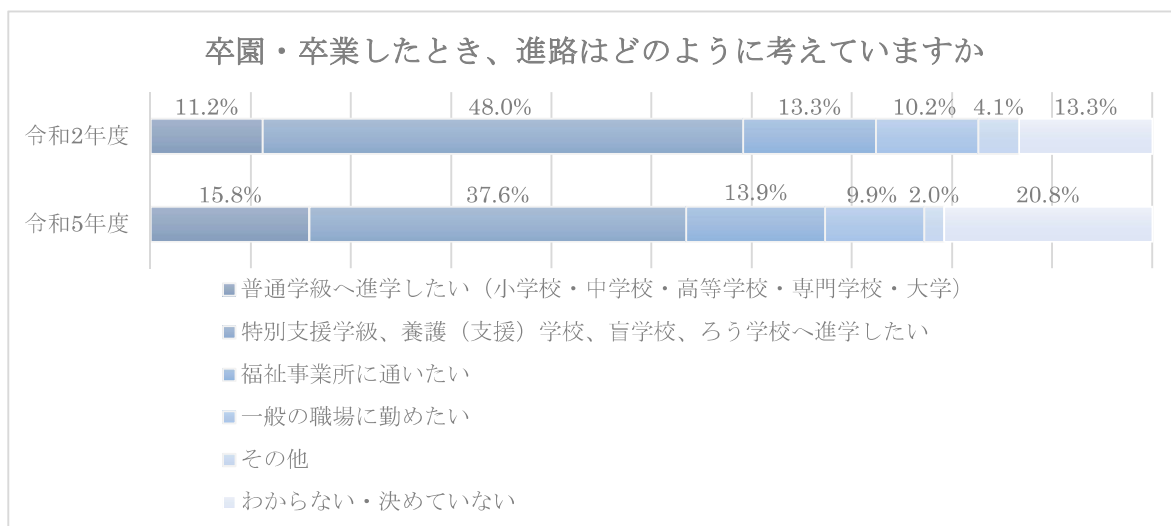
前回と同様、約6割が通所サービスを利用しており未就学児と小学生の利用が多く、低年齢層の利用が多いことがわかります。今後の利用予定では小・中・高が同程度となっており、中学生や高校生になったときの利用希望がこれまでの利用実績よりも高い割合となっています。







(16) 進路について



3 回答者からの声

- 障がい者のグループホームがとても少ない様に思います。老人ホーム（特養）などと同じくらい選ぶことができるくらい、もう少し数があればいいかなあと 생각합니다。いつまでも（自分が年老いてくる為）子供の面倒見ることができないので安心して将来子供が（障がい者）すごせる場所がほしいです。 (40代、知的障がい)
- 障害者手帳を持っているという事で受けられる支援は有難く利用させてもらっていますが、手帳の申請基準に満たない方の中にも支援を必要とされてる方々がいるので自治体基準の支援がさらに増えるといいなと考えると。難しい事は多いとは思いますが、少しでも住みやすい市であれば願います。 (40代、身体障がい)
- ヘルプマークが全く苦小牧では市民に知られていないと感じる。バスで席を譲ってもらった事がない。障がい者スペースに車を停めたら、「どけれ」と車をけられ、ののしられた。全く障がい者に優しくない街だと思う。 (40代、身体障がい)
- 市の職員さん（障がい福祉課の人たちなど）と障がいを持っている人たちが、もっと気軽にコミュニケーションがとれる場があるといいかもしれません。障がい者への積極的な声かけなどあるといいかもしれません。 (50代、身体障がい)
- 聴覚障がいについて理解が出来ていない。時間はかかると思うが少しづつ聴覚障がいについて理解を広める事がようになってくるのではないかな。 (40代、身体障がい)
- 自身の生活については今のところ心配ありませんが、今後親や子どもに介護や支援が必要になった場合、どのように対応すればよいのかわからなく不安を感じることがあります。 (60代、身体障がい)
- 働きたいけど職場の人間関係を考えると、トラウマがあるため、ためらってしまう。前に進めない。心が苦しくなる。考えると息苦しい。 (60代、身体障がい・精神障がい)
- 就労先の理解のない人から心無い言葉を投げかけられることがあります。障がい者に対する理解を深めてもらえるような施策をお願いしたいです。直接の悪口の他に陰口のない社会作りを望みます。 (30代、身体障がい)
- 現在B型就労支援を受け施設で作業しています。親と同居してますが工賃が安く将来親が亡くなった後、生活が成り立たないのが目に見えていてすごく不安です。もっと作業工賃を上げる方法を考えてほしいです。また、50代でも障がい者雇用で一般企業に就職できる方法を考えてほしいです。よろしく願いいたします。 (50代、精神障がい)
- 今回一般就労で内定はいただきましたが、グレーゾーンの子を支援していただけるサービスがあるといいなあとと思いました。学生が一般就労をめざすための訓練をする施設や、企業との間に入って就職を斡旋していただけるようなサービスがあるといいなと思いました。 (10・20代、知的障がい)
- 就労B型の職種が少ないと感じます。また、B型→A型の様に1つの企業から移行していける事業所もない。せっかくB型で練習しても、自信をつけても違うA型で環境や理解してくれる人が変われば1からスタートしなければならず、発達障がいや、精神の方の負担がものすごくかかる様に思います。本人は通勤できていますが、施設や自宅の送迎サービスも少なく出勤する事自体にハードルを感じる環境で、仕事をする楽しさを実感する前に挫折してしまう環境にあると思います。障がい者雇用も募集する企業は通勤も遠く（東のはて、西のはて）車の免許を取得できない障がい者が多い中、難しく思います。もっと連携があってスムーズに移行できるスタイルがあれば挑戦してみる機会ももっと増えるだろうにと思います。 (10・20代、知的障がい)
- 私は一般就労しています。雇用者の障がい者に対する理解は足りないと思ってます。私達障がい者も働く以上、障がいに甘える事なく働き、雇用者も私達への過度な甘やかしをせず、サポートして頂ける理解をのぞみます。苦小牧市の障がい者が今以上にのびのびと生活、働けるようよろしくお願い致します。 (50代、身体障がい)
- 一般企業でも知的障がいのある方の雇用を増やしてほしい。知的障がいの理解の促進に取り組んでほしい。 (10・20代、知的障がい)
- 将来は一般就労を考えていますが作業能力はあってもメンタル面で不安定なところがあるため、受け入れ先の十分な障がいについての理解がなければ無理だと思っています。そちらの面からの行政側からのサポート等をもっと支援してもらいたいです。企業の人員不足が問題になっている中で働きたくてもさまざまなハードルがあるため、働きたくてもできないでいることを広く社会に知ってもらいたいです。 (10・20代、知的障がい)
- 将来、子どもが大きくなった時に、社会で困らないように、就職先（一般の職場）などに働きやすい環境や（買い物時）計算や文字の読みが苦手な方にも、分かりやすく子ども達や大人も安心して生きやすい環境（社会）になっていけたらと思っています。 (小学生、知的障がい)
- グループホームを希望していますが夜間の支援のグループホームがあまりなく、困っています。 (40代、知的障がい)

●障がい児の事に関しては支援学校の高等部を市内に一校でもできることを望んでいます。重度障がい児と暮らす親として高校に行かせたいと思うならば近隣でも平取養護学校に進学させるしかなく、平取に行かせるならば寄宿舍に入れて家族がバラバラに生活を送らざるを得ません。実際のところ、平取の寄宿舍（高等部）は苫小牧から半分以上と聞いています。市内にすむ一般的な御家庭と同じく少なくとも高校卒業まで家族揃って暮らしていきたいです。	（小学生、知的障がい）
●知的障がいのある人も、市関連で働ける場所を作ってほしいです。苫小牧市内で、もっと特例子会社を増やしてもらう努力をして欲しい。事業所Aの所が少な過ぎます。これだけ支援学級や支援校がある中で働ける、そして働いて生きて行ける場所作りを早急に進めてもらいたいと切に希望しています！！よろしくお願いいたします！！	（高校生、知的障がい）
●放課後等デイサービスの重要性を強く感じています。大きくなっていても気軽に同じような仲間と安心して過ごす場所残してあげたいです。	（小学生、知的障がい）
●本人もわかっている事ではありますが、中々、発達障がいを理解してもらえない事、自身の障がいに対して、改善しようと思っけていても、中々、思うように上手くいかない事。	（小学生、知的障がい）
●子供用車椅子（バギー等）の認知が全然広まっていないと感じます。車椅子にも色々な形やデザインがあります。バギーを使いたいと言っても通じない、バギーを車椅子として見てもらえない等があります。市立病院で車椅子駐車場の利用を断られました。市役所や駅、スーパーなどにもポスターの提示をお願いしたいです。	（未就学、知的障がい）
●僕はろう者ですが、市民への浸透度がまだまだ低いなと思っています。（ろう者の手話条例（2017年3月17日に制定し、4月1日施行した苫小牧市手話言語条例）の事です）もっとPRして市とお互いに話し合いながら理解を深めて行きたいです。	（50代、身体障がい）
●障がいを持った時に、どうすべきかの流れが簡単では無いと感じた。自分で調べなければ、受けられる制度も知らずに終わる。障がいを持つ事で、今までの生活と変わる事への自覚も理解するのも、出来ぬまま、ただ生活への不安だけが増すだけです。病院との連携や簡単に支援に結びつく道をつくって欲しい。	（40代、身体障がい）
●これからも障がい者にとって住みやすい街に！！宜しくお願い致します。	（60代、身体障がい）
●障がいの程度が軽く一般就労もしているので日常生活で困っていても特に支援がない。仕事をして帰って来たら泥のようになってしまいが、家族に助けてもらうしかない。自分は高齢者福祉の専門職をやっているが自分のような半端な困り感の中年層は宙ぶらりんの印象。	（40代、精神障がい）
●体調が悪いときに、とても親切に対応してもらいました。（病院、市役所、ハローワーク等）今では、一般で働けるようになりましたが、まだ不安はいっぱいあります。今後も頼れるところがあると、心強いです。	（50代、精神障がい）
●小学生には、苫小牧の福祉を知る機会が少なく、わからない事が多いです。障がいによる困りごとを、小学校に相談して、教頭が相談先を紹介してくれてますが、これから進学、就職していくときに、相談先がどんどん変わっていくので、自分の困りごとへの対応など、大きく変わるのではないかと心配です。児童精神科への通院も、今は母がいるからいいですが、大きくなって大人になって、自分で通院となったら、独りではできない気がして、サービスを使いたくなくと思います。今は母が手配してくれるけど、自分で生活するようになったとき、自分が使えるサービスを教えてほしいし、相談できる場所を教えてください。	（小学生、知的障がい）
●現在、高校2年生で、進路を考えてますが、肢体不自由の他に1番問題になる気管切開があり、たくさんある事業所の中に看護師配置している所がほとんどなく、行かせる場所がありません。本人はコミュニケーションや、ある程度自立してすべて自分でトイレなどやります。ですが、看護師が居ないため断られます。本当に困ってます。あと、苫小牧市は大きな市ですがショートステイがありません。母子家庭で、私が何かあった時（コロナの時もそうでした）あずける場所がありません。助けが必要な時、病院にも入院させてもらえず、孤立していると感じました。障がいの子供を持つ親としてショートステイは本当に必要です。親の負担や精神的な面で助かるはずですが。必要な時に頼れる人もいない、行き場もないと不安です。ショートステイを、作って下さい。もっと障がいのある家庭をみて下さい。	（高校生、身体障がい）
●一番困っている事は18才を迎えた後の病院です。コドモックルも卒業になり、市立の小児科も何才まで利用できるのでしょうか？日常生活を支える一番の基盤がややふやです。今はギリギリ、家で家族が対応してますが、今後、きちんとした施設で、リフトバス等、専用設備を使った入浴をさせたい。高校卒業後の居場所が無い。年齢層高めのデイサービス（医ケア可）が出来て欲しい。将来的に、ショートステイ・施設入所が地元で可能になると面会が楽です。現在、おおぞら園のみの利用ですが、小学校を卒業後、学校以外の活動と居場所が無くなります。利用期間の延長や施設の選択肢が増えると嬉しいですね。	（小学生、身体障がい・知的障がい）

Ⅲ パブリックコメントの実施状況

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定にあたり、苫小牧市市民参加条例に基づく市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしました。

○市民意見募集の概要

（1）目的

第7期障がい福祉計画（令和6年～令和8年）の3年間の障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標、サービス見込み量等を定めるため

（2）意見提出期間

令和6年1月10日（水）～令和6年2月8日（木）

（3）意見提出方法

直接持参、郵送（消印有効）、ファックス、Eメール

（4）結果

意見提出人数 0人

第7期 苫小牧市障がい福祉計画
(令和6年2月)

発行：苫小牧市福祉部障がい福祉課
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
TEL：0144（32）6356
FAX：0144（36）3121
<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



この計画書は
スノードロップ・クローバー
障がい者就労支援事業所「就労支援センターSnowdrop・Clover」で印刷しました